

その他の運営上の留意事項 ほか

サービス利用者に関すること

A 高齢者の健康	69
暑さ対策	69
熱中症	70
HIV／エイズ	71
腸管出血性大腸菌（O157等）感染症	72
ノロウイルス	73
インフルエンザ	74
レジオネラ症	75
結核	76
B 高齢者虐待	77
C 地域支援スーパーバイズ事業（権利擁護相談）	81
C 成年後見制度の利用促進	81
E みんなの人権110番への情報提供	82

事業所の労働環境に関すること

D 介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント	84
D 働き方改革	94
D 社会福祉施設の腰痛災害の防止	95
D 大阪府の最低賃金	97
F 専門家による無料相談（雇用管理、メンタルヘルス、教育・研修）	98
F 無料講師派遣（職場環境を良くするための対策）	98

事業所の運営に関すること

G 苦情から見えてくるサービスの質の改善	99
B 介護相談員派遣等事業	100
C 福祉サービス第三者評価	101
G Oh!Shien（インターネット情報公開支援サービス）	102

サービス利用者向け相談事業

H 福祉サービス苦情解決制度	103
----------------	-----

A : 大阪府健康医療部・大阪府環境農林水産部

B : 大阪府福祉部高齢介護室

C : 大阪府福祉部地域福祉推進室

D : 大阪労働局

E : 大阪法務局

F : (公財)介護労働安定センター大阪支部

G : 大阪府国民健康保険団体連合会

H : 福祉サービス苦情解決委員会（大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会）

子供の暑い夏



2018年盛暑

府内で
7月15日より
熱中症による
救急搬送

暑さから身を守る3つの習慣



暑さにつよい「からだづくり」

暑さを知らせる「情報の活用」

暑さをしのぐ「クーラーの利用」

暑さにつよい「からだづくり」

- ▶暑くなり始める時期や急に暑くなる日は、熱中症が起りやすくなります。体力暑さに慣れていないため、体温調節が上手く動かないからです。
- ▶暑さに負けない体にするため、暑くなる前の時期から、ウォーキングなどの汗をかく運動を継続していましょう。
- ▶汗をかいた時には水分や塩分の補給もこまめに行いましょう。

暑さを知らせる「情報の活用」

- ▶暑さの危険度は、気温だけでなく、湿度や日差しによっても変わります。あらかじめ危険な暑さに気づき、暑さを避ける行動をとることが大事です。
- ▶「暑さ指数メール配信サービス」など、暑さの危険を知らせてくれる無料サービスがあります。「大阪府暑さ対策情報ポータルサイト」（下記）で紹介していますので、ぜひ登録して、危険な暑さに備えましょう。

*情報取扱いにおける連携団体は別途あります。

メモ 暑さ指数(°C)と熱中症危険度の関係

注 意	警 戒	戒 戒	危 険
25°C未満	25~28°C未満	28~31°C未満	31°C以上

日本生産学会「日常生活における熱中症予防指針」(2013)をもとに大阪府作成

*「暑さ指数」は気温だけでなく、湿度なども考慮した熱中症予防のための数値です。

暑さをしのぐ「クーラーの利用」

- ▶气温が夏季高い日向日差しの中でも、部屋で涼さを守ることができます。クーラーの利用がおすすめです。
- ▶暑さを感じて自分の部屋を冷らす、部屋の温度を下げる方法があります。
- ▶また、部屋の温度を下げる方法があります。外出先では無理をせず、クーラーの効いた施設や木陰などで休息をしましょう。

高齢者は特に注意が必要です

- ▶高齢者は暑さに対する感覚や体温を下げるための体の反応が弱くなっています。自覚がない熱中症になる危険があります。部屋の温度が上がったら我慢せずにクーラーをつけるなど、常に注意しましょう。

「大阪府暑さ対策情報ポータルサイト」を開設

府民のみなさまにご活用いただけるよう、暑さを知らせる情報を提供するサービスや、暑さから身を守る取組み、行政の取組みなどの情報をお届けします。ぜひ、ご覧ください。（4月中旬開設予定）

[暑さ指数に関するお問い合わせ]

大阪府 熱中症対策課 溫度化対策グループ
〒559-8555 大阪市北区南堀町1-14-16大阪府疾患防治局（さきしまコスモタワー）22階

電話番号：06-6210-9553 ファクシミリ番号：06-6210-9259



高齢者の熱中症にご注意ください

2. 高齢者と熱中症について

1. 热中症とは？

<熱中症の症状>

- 初期症状として、めまいや立ちくらみ、手足のしづれ、筋肉のけいれんや痛み（こむらがえり）が現れます。
- また、症状が進むと、吐き気や嘔吐、力が入らないなどの症状が現れます。
- さらに重症になると、意識障害や全身のけいれん（ひきつけ）を起こしたり、体温が著しく上昇し、最悪の場合には死に至る可能性もあります。

<熱中症の原因>

- 体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調節機能が壊たんするなどして発症します。
- 高温、多湿、風が弱い、煽熱源（熱を発生するもの）があるなどの環境では、体から熱が逃げにくく、汗をかきにくくなるため、熱中症が発生しやすくなります。

熱中症の病態と重症度の目安

重症度 【軽】	熱けいけいん	熱疲労	熱射病	重症度 【Ⅰ】	【Ⅱ】	【Ⅲ】	【Ⅳ】 【入院治療】
【緊急処置及び経過観察】	【立ちくらみ・失神】	【筋肉の痛み】	【頭痛・筋肉の痛み】	【全身のだるさや集中力が低下した状態】	【Ⅰ度の症状に加え・普段と違う言動・ふらつき（蛇行）】	【Ⅱ度の症状に加え・吐き気、嘔吐・倦怠感・虚脱感】	【高体温・意識混濁・発汗停止・全身のけいれん】

熱中症は、放置すれば、時に生命に關わる症状ですが、多くの場合、予防法を実践していくば発症を防ぐことができます。

予防法ができるか、チェックしてみましょう！

- 室内に水分補給をする。
- エアコンや扇風機を上手に活用し、暑さを和らげる。
- 部屋の温度を測り、風通しを良くする。すだけやカーテンで日差しを遮る。
- 外出時はなるべく日陰を歩き、日傘や帽子をつくる。
- 暑いときは無理をしない。
- 飲み物を持ち歩き、こまめに水分補給する。
- 緊急時、困ったときの連絡先を携帯する。
- 涼しい場所、施設を利用して、こまめに休憩する。

【お風呂】

- 入浴前後に水分補給をする。
- 40°C以下のぬるめの湯にして、あまり長湯をしない。
- 就寝前にも水分補給する（睡眠中にも、体から水分を失っています）。
- エアコンや扇風機を上手に活用し、暑さを和らげる。
- 涼しい服装や寝具で寝る。

社会福祉施設等で働くみなさまへ HIV/AIDSの正しい知識 ～知ることから始めよう～

熱中症になつたときは?
あることをまずは認識しなければなりません。
重症の場合、救急車を呼ぶにとも大事ですが、すぐに体を冷やし始めることがあります。

<対処法>

① 涼い環境への避難

○風通しの良い日陰や、クーラーが効いている室内などに避難させましょう。

② 脱衣と冷却

○衣服を脱がせて、体から熱の放散を助けます。ベルトやネクタイ、下着は、緩めて風通しをよくします。
○水のうや保冷剤などを利用し、首の腹股、膝の下、足の付け根の前面など太い血管が通る部分を冷やし、皮膚の直下をゆっくり流れている血液を冷やすことも有効です。

③ 水分と塩分の補給

○冷たい水を待たせて自分で飲んでもらいます。

○大量の発汗があった時は、汗で失われた塩分も適切に補える経口補水液やスポーツドリンクなどが最適です。また、食塩水(水1㍑に1~2gの食塩)も有効です。

④ 医療機関への搬送

○自力で水分の摂取ができない時は、点滴で水分や塩分を補う必要があるので、緊急に医療機関に搬送することが最優先です。

6. 热中症の疑いのある人を医療機間に搬送する際に、医療従事者に伝えること

熱中症は、症状により、急速に進行し重症化する場合があります。医療機関到着後、治療が迅速に開始されるよう、その場に居あわせた倒れた時の状況がわかる人が医療機関まで付き添い、発症までの経過や症状などを伝えるようにしましょう。

<医療従事者に伝える内容 (例)>

○倒れた場所の状況 (具体的な場所、気温、湿度、風速など)

○倒れた時の状況 (服装、どんな活動をしていたか、など)

○症状の経過 (症状が出来始めた時から悪化していないか、具体的にどんな症状があるか、など)

○対処の内容 (水分や塩分の補給はできたか、その他応急処置の有無など)

7. 热中症に関する情報

国や大阪府では、下記ホームページを通じて、熱中症に関する情報を発信しています。

○大阪府ホームページ URL:<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenko/kunku/nettvusyou/>

○環境省「熱中症予防情報サイト」 URL:<http://www.white.tenv.go.jp/>

○総務省消防ホームページ URL:http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html

※本資料は、「熱中症環境保健マニュアル2014」を参考に、大阪府で作成しました。

今、社会福祉施設等に期待されること

2018年末、大阪のHIV陽性者の累積報告件数は3,553人となり、年々増加しています。また、高齢化や合併症などによって、自立困難で支援を求めるHIV陽性者が増えています。そのため、HIV陽性者の受け入れ先として、社会福祉施設等への期待が高まっています。誰に対しても平等に生活を支援し、療養の場を提供することは、世の中から期待されている社会福祉施設等の役割です。

HIV陽性の方も、1つの慢性疾患を抱えているだけで他の人と何も変わません。一人ひとりが、HIV/AIDSに対する理解を深め、不安や戸惑いをなくし、HIV陽性の方を迎えていきましょう。

《参照》

平成23年12月発行 社会福祉施設で働くみなさまへ HIV/AIDSの正しい知識～知ることから始めよう～
[http://www.murusashinokai.jp/HIV\(all-version\).pdf](http://www.murusashinokai.jp/HIV(all-version).pdf)

<企画・発行> 関べぐる
平成23年度 厚生労働科学研究費補助金 エイズ対策研究事業
「HIV感染症及びその合併症の問題を克服する研究」研究代表者：白阪勝也
分担研究：長期療養者の受入における福祉施設の課題と对策に関する研究、研究分担者：山内哲也
<協力>
社会福祉法人武藏野会
<関連ウェブサイト>
「地域で暮らすあなたを支えるために」(資料集) <http://www.onh.go.jp/khac/hiv/material.html>

問合せ先 大阪府健康医療部保健医療室医療対策課感染症グループ
電話 06-6941-0351 (内線2543)
…

腸管出血性大腸菌（O157等） 感染症にご注意！

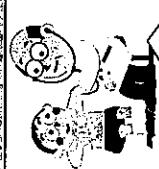


腸管出血性大腸菌（O157等）は、通常牛等の腸内に生息しています。そのため腸の内容物で汚染された食品を介して、口から体内に入ることによって感染します。

- ★ 食べ物（牛肉やレバーなどは充分に加熱しましょう。）
- ★ 生肉を触れた筆（焼くなど食べる筆を使いましょう。）
- ★ 患者・保菌者の糞便で汚染されたものや水など

腸管出血性大腸菌はわずか數十個程度の菌が体の中に入つただけでも発症することがあります。

腸管出血性大腸菌（O157等）感染症の特徴と症状



潜伏期間：2～14日（平均3～5日）

症 状：

下痢（鮮いものから水様便や血便）・腹痛・発熱など

※ 乳幼児や高齢者では重症になる場合があります。

※ 症症後1～2週間は、溶血性尿毒症症候群（HUS）を起こすことがありますので注意が必要です。

HUS：ベロ毒素により腎臓の細胞が傷害されて炎症する、溶血性貧血、血小板減少、急性腎不全の3つを持った状態。
主な症状：尿が出にくく・出血を起こしやすい・嘔吐など
重症になると、けいれん・昏睡を起こし、生命の危険がある。

水質防止のため

- ★ 普段から調理前や食事前、トイレの後は石けんをよく泡立てて手指から手首までを充分洗いましょう。
- ★ タオルの共用使用はやめましょう。
- ★ 糞便を処理する時は、使い捨てビニール手袋を使いましょう。
- ★ 処理がすんだあとは、手袋をはずし石鹼で手洗いしましょう。
- ★ （また、乳幼児や高齢者でオムツの交換時の汚染の際は十分に手洗いをしてください。）
- ★ 下痢などで体調の悪いときは、ブルーの利用はやめましょう。
- ★ 順易ビニールブルー等を利用する場合は、頻繁に水を交換しましょう。

《注意事項》

- ※ トイレについて：患者・保菌者が排便した後に触れた部分（ドアや水道のノブなど）は、逆性せっけんや消毒用アルコールで消毒してください。（消毒薬は廻転で手に入れります。）
- ※ 衣類などについて：患者・保菌者の糞便（いた）の衣類などは、熱湯や100倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤に30分浸したあと、他の衣類とは別に洗濯し、日光で十分に乾燥させましょう。（素材に注意）
- ※ 入浴・お風呂について：患者・保菌者がお風呂を使用する場合、下痢があるときは、シャワーやお湯にかけ湯にしましょう。浴槽につかる時は最後にし、混浴は避けましょう。
- ※ 水質について：患者・保菌者が飲食物に直接接觸する業務に従事することは、法律で制限されています。

消毒方法について

消毒するもの	使用薬剤なし	使用するもの
手指	逆性石鹼液 (塩化ベンジルコニウム液10%)	石鹼で手洗い後、100倍液 (下記参照)に浸して洗淨するまで(約1分間)手に擦りこんでまう
食器・調理器具・ふきん まな板・おもちゃ等	遠放射性液体手指消毒剤 消毒用エタノール(70%) 次亜塩素酸ナトリウム (台所用塩素系漂白剤など)	原液3ccを手のひらにとり、乾燥するまで(約1分間)手に擦りこんでまう 100倍液(下記参照)に30分間浸し、水洗いする
トイレの取っ手 ドアのノブ	消毒用エタノール(70%) 逆性石鹼液 (塩化ベンジルコニウム液10%)	80℃、5分間以上(ただし、ふきんは100℃で5分間以上煮沸) 濃度はそのまま使用し薬液を含ませた紙タオル等で拭くが嗅覚する
衣類の消毒	次亜塩素酸ナトリウム (家庭用塩素系漂白剤など)	濃度はそのまま使用し薬液を含ませた紙タオル等で拭く
風呂場	逆性石鹼液 (塩化ベンジルコニウム液10%)	熱湯洗濯機(80℃10分間)處理し 洗淨後乾燥させる

※ おもつ交換時と便の処理を行なう時は、使い捨てビニール手袋を使用する。 ※ 次亜塩素酸ナトリウムは、金属腐食があるので、消毒後、水拭きする。	
濃 度	希 釈 液 の 作 り 方
50倍液	①水道水 1000cc (500cc ベットボトル 2本分) ②薬剤 20cc 逆性石鹼 の場合 薬剤キャップ1杯 約5ccとして 約4杯 □ □ □ □
100倍液	①水道水 1000cc (500cc ベットボトル 2本分) ②薬剤 10cc 逆性石鹼 の場合 薬剤キャップ 1杯 約5ccとして 約2杯 □ □ □ □

大阪府

(お問い合わせは最寄りの保健所へ)
大阪府衛生医療部医療対策課 平成30年2月作成

ノロウイルスの感染を広げないために！！

～処理の手順を守ろう～

ノロウイルスを広げないための3つのポイント！

- ① 汚物はすぐには拭き取る・乾燥させない！
ノロウイルスは乾燥すると空中に漂い、口に入つて感染することがあるので、嘔吐物や糞便は速やかに処理することが感染防止に重要です。

 - ② きれいに拭き取ってから消毒する！
ノロウイルスには家庭用塩素系漂白剤を水で薄めた消毒液が有効です。
★消毒液は、汚物が残っている状態で使用すると、ウイルスに対する消毒効果が低下するので、消毒前には必ず汚物をきれいに取り除くことが重要です。
 - ③ しっかり手洗いをする！
ノロウイルスを広げないためには、しっかり手洗いをして、
手からノロウイルスを落とすことが大切です。
(タイミング)
嘔吐物等の処理後、拭き取り掃除後、調理の前、食事前、トイレの後、オムツ交換の後 等

- | 適切な処理の手順 | | | |
|--|--|---|--|
| 吐いたとき | 衣類等が糞便や嘔吐物で汚れたとき | 衣服等が水に濡れたとき | 感覚経による感染性胃腸炎について |
| ① ビニール手袋・マスク・ガウン・靴カバー等を着用する。 | ① ペーパータオル・布等で嘔吐など、付着した汚物中のウイルスが飛び散らないようにしながら汚物を取り除く。
② 汚物を取り除いたあと、洗剤を入れた水中で、静かにもみ洗いをする。 | ③ 50倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤に10分程度つけこむ。(素材に注意)
★家庭用塩素系漂白剤につけてこむ代わりに、85°C・1分以上の熱湯洗濯を行ふことでもウイルスの消毒効果があります。 | ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、冬季に多いとされていますが、最近では、初夏にかけても集団事例として多くの発症が報告されています。
・ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、10~100個の少ないウイルス量でも発病するため、人からへの感染が起こります。
・症状が消えてからも、10日から1ヶ月は糞便中にウイルスが排出されています。 |
| ④ 抹き取りに使用したペーパータオル・布等は、ただちにゴミ袋に入れ、密閉し廃棄する。
* 可能であれば、50倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤を入れてから、密閉し廃棄する。 | ④ 他の衣類とは分けで洗う。 | ④ 他の衣類とは分けで洗う。 | 症状
△下痢・嘔吐・吐き気・腹痛などで、通常1~3日症状が続いた後、回復。 |
| ⑤ 汚物を拭き取った後の床等は、50倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤で浸すように拭く。
* ペーパータオル・布等はなるべく色のついていないものを使用する。 | ⑥ 10分後に水拭きする。 | ⑥ 10分後に水拭きする。 | 発行元：大阪府健康医療部保健医療室医療対策課
ノロウイルス感染症予防対策班
大阪府衛生全般企画部 |

一般的に市販されている家庭用塩素系漂白剤の塗素濃度は、約5%です。
塗素濃度約5%のものを利用した場合の方法を以下に示します。
(家庭用塩素系漂白剤のキャップ1杯が、約25ccの場合です。)

使用目的	濃度	希釈液の作り方
・汚物を取り除いたあと床等(漂すように拭き、10分後にがまぐする)	約50倍 ※濃度 約1000ppm	①水道水 2500cc (500ccペットボトル5本分) ②家庭用塩素系漂白剤 500cc キャップ約2杯
・汚物を取り除いたあと衣類(10分程度つけこむ)	約250倍 ※濃度 約2000ppm	①水道水 2500cc (500ccペットボトル5本分) ②家庭用塩素系漂白剤 100cc キャップ約1/2杯弱
・汚物の拭き取りに使用したペーパータオル・布等の廃棄(ゴミ袋の中で廃棄物を漬けように入れ、密閉し廃棄する。)	約250倍 ※濃度 約2000ppm	①水道水 2500cc (500ccペットボトル5本分) ②家庭用塩素系漂白剤 100cc キャップ約1/2杯弱

インフルエンザを予防しよう！

インフルエンザは季節に流行します

インフルエンザ対策の基本

マスクをして、手あらいをしっかりしよう！

インフルエンザを予防するために、手洗液量や消毒用アルコールによる手の消毒のほか、体の抵抗力を高めるために、生活リズムを整え、バランスの取れた食事や、十分な睡眠をとりましょう。
また、普段から手あらいを心がけ、症状に応じて、マスクをするなど、せきエチケットを行いましょう！

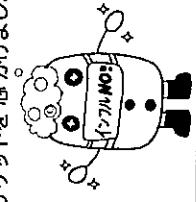
◆◇ マスクをしよう！ ◇◆

せき・くしゃみのあるときは

- ①マスクをする
- ②口と鼻をティッシュでおおう
- ③周りの人から顔をそむける

*せきくしゃみの間にマスクがない場合は、鼻の内側などで口と鼻を覆い、顎を他の人に向けない

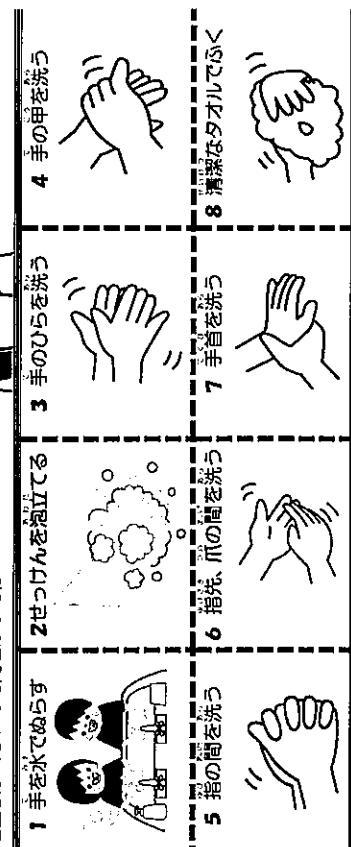
せきエチケットを守りましょう！



◆◇ 手あらいをしよう！ ◇◆

ウイルスをしつかり流しましよう

手あらいは「ハッピーハーフステップ」を2回くらいの時間かけてね



消毒用アルコールを手にかけて、20秒間手全体にすり込む！
ふいかけるだけじゃダメ！

インフルエンザについて

◆◇ 毎年冬に流行する「季節性インフルエンザ」 ◇◆

「季節性インフルエンザ」は感染力が強く、感染した人のせきやくしゃみなどによってウイルスが飛び散り、それを吸いこむことによって感染します。ふつうの風邪と重い、突然38度以上の熱が出たり、頭痛や関節痛、筋肉痛などの症状が出る感染力の強い病気です。子どもではまれに急性脳症になったり、お年寄りや免疫力が下がっている人では肺炎にかかることがあります。

インフルエンザでも約2週間分の食料品や日用品を準備！？

「新型インフルエンザについて、日々の準備と発生時のお願い！」

「新型インフルエンザ」とは、これまで人が感染したことのない、新しい型のインフルエンザのことをいいます。誰も免疫をもっていないため、ひとたび発生すると多くの人が感染し、世界的に大流行することが心配されています。

＜準備＞

- ・マスクや消毒用アルコールなどの医薬品のほか、約2週間分の食料品や日用品を準備しましょう。
- (新型インフルエンザ)とは、これまで人が感染したことのない、新しい型のインフルエンザのことをいいます。誰も免疫をもっていないため、ひとたび発生すると多くの人が感染し、世界的に大流行することが心配されています。
- ・日々から、テレビやインターネットなどで情報を調べたり、役所などから正しい情報を集め、いつ起こっても対応できるようにしましょう。

- ・発生時のお願い>
 - 決められた医療機関での受診(新型インフルエンザが発生して間もない頃には、感染ががらないよう、診察を行なう医療機関を限定します。)
 - ・不要な外出を自粛したり、食料品や日用品を買い占めないようお願いします。

<参考>大阪府新型インフルエンザ等対策ホームページ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/inyo/sinfulu/>



○ 大阪府 夷大阪市 柏原市 東大阪市 高槻市 ○ 豊中市 ○ 岸和田市 ○ 政方市 ○ 八尾市

発行・大阪府健康医療部保健医療室医療対策課

平成30年10月作成

入浴設備の適正な維持管理により レジオネラ症発生を予防しましょう

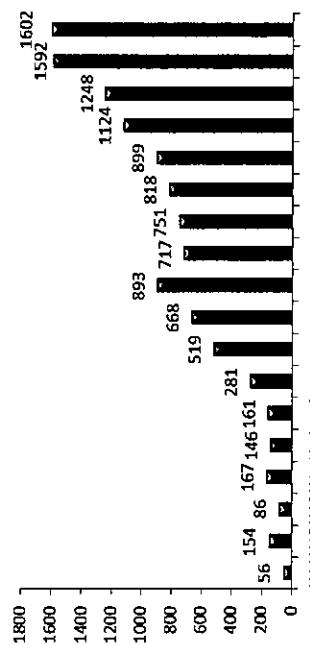
【レジオネラ症とは】

レジオネラ症はレジオネラ属菌による感染症の一つで、幼児やお年寄り、あるいは他の病気などにより身体の抵抗力が低下している人に発病のおそれが高いと言われています。

レジオネラ属菌に汚染された細かい水滴（エアロゾル）等を、気道から吸い込むことによって感染し、発病します。

主な症状は肺炎（レジオネラ肺炎）で、菌に感染してから2～10日（平均4～5日）後に、高熱、咳、痰、頭痛、胸痛、筋肉痛、悪寒などの症状が出で、まれに重症になることがあります。死亡例も報告されています。人から人への感染はありません。近年、レジオネラ症患者報告者数は、増加傾向にあります。

レジオネラ症患者報告者数



レジオネラ属菌は、入浴設備の配管内部等で繁殖することが知られています。入浴設備の適正な維持管理により菌の増殖を防ぎ、レジオネラ症の発生予防に努めてください。

大阪府では、平成20年4月より、「社会福祉施設等の入浴設備におけるレジオネラ症発生防止対策マニュアル」を定め、指導・助言を行っています。

施設の設置者・管理者の方は、引き続き入浴設備について次の点に注意して適正な管理をお願いします。

【入浴設備の維持管理ポイント】

○浴槽水は、塩素系薬剤を用いて消毒し、遊離残留塩素濃度で常に0.4mg/L以上に保ちましょう。

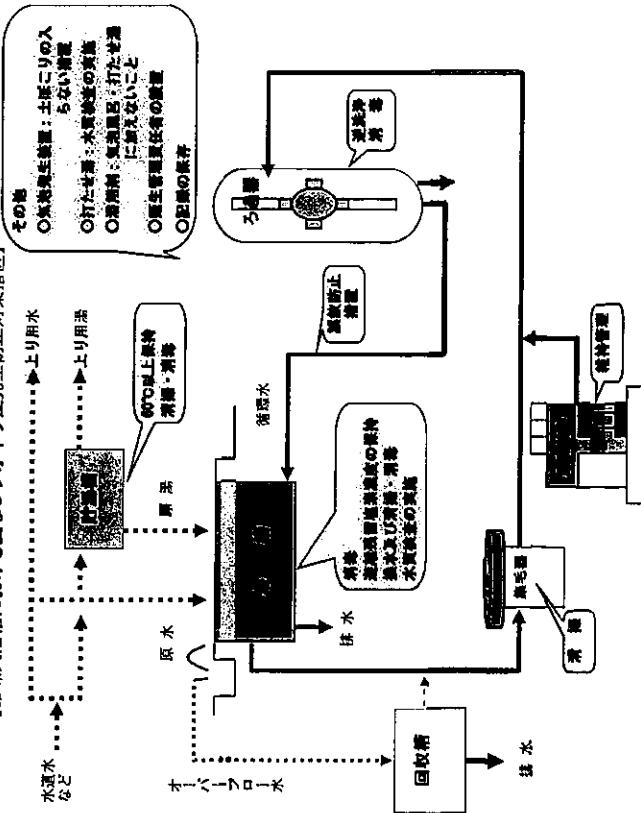
○週間で使用している浴槽水は、1回以上換え、浴槽を清掃・消毒をしましょう。

○ろ過器は、1週間に1回以上逆洗等により清掃をしましょう。

○貯湯槽内の湯の温度は60度以上に保ち、槽内を定期的に清掃・消毒をしましょう。

循環式浴槽の実例参考図

【循環式浴槽における主なレジオネラ症発生防止対策措置】



【詳しくは】

「社会福祉施設等の入浴設備におけるレジオネラ症発生防止対策マニュアル」を参考にしてください。マニュアルは、下記の大阪府環境衛生課のホームページから入手できます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyo/seisei/reionera/index.htm>

また、「大阪府 レジオネラ」で検索できます。マニュアルの疑問点等は、最寄りの府保健所または環境衛生課生活衛生課（06-6944-9910）にお問い合わせください。

【水質検査の実施と報告】

浴槽水について、1年に1回以上、レジオネラ属菌などの水質検査を実施し、その結果を報告してください。

報告は2ヶ所に行ってください
(FAXで結構です)

署名入りの大阪府保健所衛生課
(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市を除く)
当該施設所在地を管轄する介護事業者課担当部局
(大阪府福祉部介護事業者課又は市町村担当部局)

高齢者の結核を早期発見するには？

サービス利用開始時の健康チェック

- ・2週間以上続く呼吸器症状（咳、痰など）や胸部X線写真に異常陰影がある時には、かかりつけ医や施設の嘱託医に喀痰検査等の必要性を確認しましょう。
- ・健康管理のための情報として、結核等の既往歴や治療中の病気を確認しましょう。

定期健康診断時の健康チェック

- ・結核の早期発見のためにも、定期健康診断を活用しましょう。
- ・「高齢者は結核のハイリスク者」であり、健診が義務ではない施設も、定期的な健康チェックが大切です。

日常的な健康観察

- ・高齢者結核では咳や痰がない割合も高く、経続する体調不良や免疫低下からも症状など、日常の健康観察がとても大切です。

▶ なんとなく元気や活気がない

▶ 発熱、食欲不振、体重減少、倦怠感、尿路感染（免疫低下）

▶ 咳、痰、胸痛、呼吸のしづらさ

・肺炎疑いでも、できれば抗生素を使用する前に、喀痰検査の実施を嘱託医に相談しましょう。また、抗生素の使用状況を記録に残しておきましょう。

高齢者介護に関わるあなたとあなたの大切な人の“健康を守る”ために

職員の定期健康診断

- ・少なくとも年に1回は胸部X線検査を受けましょう。精密検査の通知が来たら、自覚症状がなくても必ず受診しましょう。
- ・健診結果は、今後の健康管理に大切な情報です。結果を保管しておきましょう。

咳工チケット

- ・咳が出る時は、サージカルマスクを着用しましょう。

まずは自分の身体をいたわりましょう

- ・身体の免疫力を維持し、風邪等の症状が続く時は、早めの受診を心がけましょう。
- ・免疫が低下する疾患（糖尿病、腎疾患、HIV等）がある時は、確実に治療を継続しましょう。
- ・結核について勉強する機会を持ちましょう。

結核に関する心配や不安がある時は保健所に相談しましょう。

健診を行った場合には報告しましょう
職員や施設入所されている方の健康診断を実施した場合には、あなたの地域を管轄する保健所に報告が必要です。
<詳細>

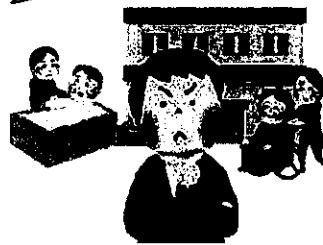
<http://www.pref.osaka.lg.jp/ryou/osakakansensho/kekaku02.html>

高齢者介護に関わる人のための“結核”基礎知識

現在1年間に2万人弱の結核患者が新たに診断されており、その約7割は60歳以上です。

ある日、ある高齢者施設で…

○○さん、結核疑いだそうです!!



こんな時どうしたらいいでしょう？

この資料は平成28年度国立研究開発法人日本医療研究開発機構委託研究
「地盤における結核対策に関する研究」により作成されました。

結核とは

結核とは、結核菌によっておこる感染症です。

感染のしくみ（空気感染）

- ・主に肺結核患者の咳などのしぶきと共に排出される菌を吸い込むことで感染します。

感染とは

- ・結核菌が身体の中に入り、それに対する身体の反応が起こっている状態です。

発病とは

- ・菌が増殖し、何らかの身体の変化や症状が出てくる状態です。
- ・結核の発病率は、感染者の1～2割です。
- ・発病は、身体に入った菌の量や強さと、感染者の免疫などが関係します。

＜免疫の維持＞バランスの良い食事、適度な運動、十分な睡眠、禁煙、免疫が下がる疾患（糖尿病、腎疾患等）の治療と管理が大切です。

症状

- ▶ 咳、痰、微熱、胸痛、体重減少等

特徴

- ・「よくなったり、悪くなったり」しつつ病状が進行し、排菌するようになります。
- ・排菌をしていない感染状態や発病の初期には、人にうつすことはありません。

治療と施設での服薬支援

- ・原則として、6か月以上の定められた期間、複数の薬を内服します。確実な内服のため周囲の方の支援が重要となります。

利用者が結核(疑い)と診断されたら

マスクの着用と個室対応

結核（疑い）の方 入院や検査結果を施設で待つ時は、サージカルマスクを着用してもらい、個室対応でドアは閉めましょう。

職員や家族等 個室に入る時はN95マスクを着用し、乳児等の面会は禁止します。

車で搬送する時

- ・結核（疑い）の方は、サージカルマスクを、同乗者はN95マスクを着用します。
- ・窓を開けて換気をしましょう。

部屋の清掃など

- ・部屋の窓を開けて換気を十分行いましょう。
- ・殺虫剤等による消毒は不要です。通常の掃除や洗濯、食器洗いを行えば大丈夫です。

＜N95マスク＞ 結核の感染防止のため職員や家族がつけるマスクです。すぐ、使えるように常備し、着用訓練をしておきましょう。



～結核の発病は誰のせいでもない～
・突然、結核（疑い）と言われ、動搖する方が多い場合、周囲のサポートが不可欠です。

接触者健診について

目的

- ・患者からの感染や発病の有無などを調べ、結核の感染拡大を防止します。

基本的な流れ

- ・保健所は届出により、患者の病状や生活、患者と接した方の健康状態等を確認して、必要な対象者に、無料で健診を行います。

医療機関

- ・結核の診断
- ・保健所への届出

保健所

- ・患者や施設医療機関から情報収集
- ・接触者健診の対象者と方法を決定
- ・接触者健診の実施

主な検査

- ・原則として、結核の“感染”を血液検査で、“発病”を胸部X線検査で調べます。

実施時期など

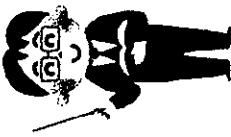
- ・施設の定期健診状況なども検討し、適切な時期に行います。

- ・必要により、保健所と施設が協力して、健診の前に説明会を行うこともあります。

- ・結核に感染した後、検査で感染がわかるようになるまで、3ヶ月ほどかかります。

- ・あわせて検査をすると正確な結果が得られないこともありますので、保健所と連絡を取りましょう。

介護の現場で働くあなたに理解してほしい 高齢者虐待【言】虐待



高齢者虐待防止法^{*1}は、高齢者を介護している養護者（家族等）による虐待だけでなく、福祉・介護サービス業務の従事者による虐待の防止についても規定しています。

ここでは、介護サービス従事者^{*2}による高齢者虐待についてお話をします。「介護サービス従事者が高齢者を虐待するなんて」と思われるかもしませんが、介護の現場での虐待は増加傾向にあります。

介護の現場で働くあなたには、高齢者虐待についてきちんとと知つてほしいのです。高齢者虐待防止法を学ぶことで知識を増やし、介護技術の向上を目指しましょう。

* 1 高齢者虐待防止法は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の通称です。以下、高齢者虐待防止法と表記します。

* 2 介護サービス従事者（高齢者虐待防止法では、「要介護施設従事者等」と表記）とは、要介護施設従事者、居宅サービス事業者のホームヘルパー・訪問看護師・訪問リハビリ担当者、居宅介護支援事業者のケアマネジャーなど直接介護に携わる職員はもちろん、経営者・管理者も対象となります。

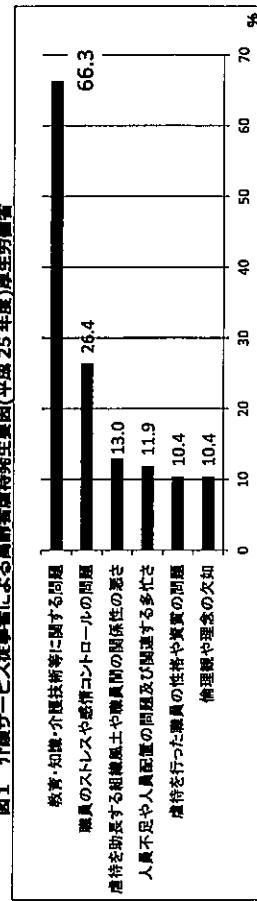


1.介護サービス従事者による高齢者虐待はなぜ起かるか。

(1)虐待発生要因は、介護についての知識・教育・技術の問題が 66.3%！

『高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果(全国)』(図1)によると、虐待発生の要因は高齢者を介護するための教育・知識・介護技術の問題が多くを占めています。したがって、介護に従事する者が、介護に関する正しい知識・技術を身につけ、高齢者虐待に対する理解を深めることができます。

図1 介護サービス従事者による高齢者虐待発生要因(平成25年度)厚生労働省



(2)認知症について

高齢者虐待の発生要因の多くは「認知症」の理解不足です。認知症のBPSD（暴言・暴力・不潔行為・徘徊など）介護をする者の負担の増大やストレスの原因となり、それが高齢者虐待に發展してしまうことがあります。これは認知症に対する理解不足から起ることを考えられます。介護サークル従事者にとって、認知症を正しく理解し、対応方法を学ぶことが、必須と言えるでしょう。

(※) 認知症セミナー養成講座・認知症介護実践者研修等、認知症の理解を深める様々な講座や研修が開催されています。詳しくは 大阪府 認知症講習 検索

2.どのようなことが「高齢者虐待」になるのか？

(1)高齢者虐待防止法の目的

平成18年4月に高齢者虐待防止法が施行されました。世間の高齢者虐待に対する関心が高まり、年々相談件数が増え、高齢者に対する権利擁護の意識が重要視されるようになっています。高齢者虐待防止法の目的は、「高齢者の尊厳の保持」、「高齢者虐待の防止」、「それに必要な措置を定める」ということです。

同法では「高齢者」を 65歳以上の者（平成24年10月1日同法一部改正で、養介護施設・事業所を利用する65歳未満の障がい者についても高齢者とみなすと規定されている）と定義しています。

(2)虐待の種類

高齢者虐待防止法では、次の行為を虐待と定義しています。

図2 高齢者虐待の種類

種類	内容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介置・世帯の放棄・放任 (ネグリクト)	高齢者を養成させようなどひどい虐待又は著しく怠るごと。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒否的な対応その他の高齢者を養成すべき職務上元る言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。



図3 身体拘束の対象となる具体的な行為

項目	目
①	徘徊ないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
②	転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
③	自分で縛りられないように、ベッドを横(サイドレール)で固定する。
④	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
⑤	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
⑥	車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がりつたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
⑦	立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
⑧	脱衣やむづははずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
⑨	他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
⑩	行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
⑪	自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。



出典：「身体拘束の手引き」(平成13年：厚生労働省「身体拘束の作業指針」発行)

「これは虐待です！」

日々業務をされる中で、虐待かどうか判断しにくい行為や虐待であると気がかかることがあるかもしません。以下におけるのは、虐待の具体例です。

【身体的虐待】

・暴力的行為（例…つねる・蹴る・物を投げつける・介護を行う際、抵抗されたり、暴言を浴びさられ、かつとなり叫いてしまつた等）。

・医療的必要性に基づかない治療によって動きを抑制する。

・職員の際に本人が拒否しているのに、職員の都合で無理やり口に入れて食べさせる。

・身体拘束（※詳しくは後述）。

【介護・世話の放棄・放逐】

・必要とされる介護・世話を怠り高齢者の生活環境・身体状態を悪化させる。

・必要な福祉・医療サービスを受けさせない、制限する（例…ナースコール等を使用させない等）。

・ケアマネジャーが虐待行為に気づいても知らないふりをする等。

【心理的虐待】

・威嚇的な言葉・態度（怒鳴る、罵る、悪口を言う、子ども扱いする、特別な服や帽子を着けさせる等の人格を貶めるような扱い）をする。

・排泄や嘔吐気の際の陰部の露出や下着のままで放置する。

【經濟的虐待】

・性能的な話をする・無理やり聞かせる・無理やり話させる。
・本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する）。

（3）身体拘束について

※手書きの手裏
・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当職員個人またはチームではなく、施設全体で行えるように、関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とする。

・身体拘束の内容、目的、理由、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要である。

・常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合にはただちに解除する。
・身体拘束の態様・時間、心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録することが必要である。
(「市町村・施設所内における高齢者虐待への対応と監視者支援について」厚生労働省老健局 平成18年)

3.虐待を見つければどうするの？



4.高齢者虐待が起きたらどうするか。

(1)虐待の初期対応

まずは、速やかに初期対応を行うことが大切です。特に、高齢者虐待に該当するような状況では、被虐を受けた高齢者の心身の状況を把握し、必要な手当てなどを速やかに行い、安全を確保しなければなりません。次に、事実確認をしつかりどけ、上司への報告など組織の中で情報を共有し、対応を迅速に検討します。その際には本人や家族への説明や謝罪、関係機関（市町村等）への報告を行う必要があります。

また、虐待した人に対して、「してはいけない」と単純に伝えるだけではなく場のぎの対応にしかならず、再発の危険性があります。背景となつた要因を分析し、施設・事業者全体で取り組んでいくことが重要です。

(2)日常の取り組み

高齢者虐待の対応の基本は、背景となる要因を分析し、組織的な取り組みを行い、その中で職員個々人が必要な役割を果たすことにあると言えます。

(2)通報等による不利益取り扱いの禁止

高齢者虐待防止法では、通報者が通報することにより不利益な扱いをうけることを禁止しています。

①通報等を行うことは「せひ虐待違反」にはなりません。（第 21 条第 6 項）

②通報したことによって、解雇その他の不利益な扱いを受けることを禁じています。（第 21 条第 7 項）

介護サービス従事者として
① 虐待を発見した場合、その場での職員間の注意喚起、上司や管理職等への相談・報告及び市町村への通報をすること（高齢者本人・家族からの訴えを受けた場合も同様）。
※ 見て見ぬ振りをしないことが必要です。
②勉強会、研修に積極的に出席し、知識や技術を習得する（職場内以外の研修について市町村・地域包括支援センターにご相談ください）。

介護施設の設置者、及び介護事業を行なう者として
高齢者虐待防止法では、次の①～③の措置として定められています（第 20 条）

- ① 介護サービス従事者への研修の実施すること。
- ② 利用者や家族からの苦情処理体制の整備をすること。
- ③ その他、高齢者虐待防止のための措置を講じること。



いいえ □ □ □

はい □ □ □

1. 利用者に親しみを込めて、「ちゃん」付けで呼んだり、愛称等で呼ぶにがよくある □ □ □

2. 高齢者が虐待されているかもしれないという場面を見かけたが、これからの方の仕事がいにくくなるので、見て見ぬふりをしたことがある □ □ □

3. ドラブルミス(ニアミス)は根絶的に報告・相談することはしない □ □ □

4. 自力で食物摂取が可能だが時間がかかる利用者に対して、自分が全て介助してしまうことがある。 □ □ □

5. 利用者を暴力や威圧的な言葉などで制止したことがある。 □ □ □

卷四

2. 廉特通知は介護に依頼する人全ての義務です。関係機関(優待ページ)に掲載・通知してください。
 3. なせ解説・連絡をしなかったのかを振り返る必要があります。個人の問題または相談報告がしづらい背景があるのでしょうか。利用者のためにも、自分のためにも、そして職場のためにも、必ず話し合いで必要なが妥当です。これがが虐待防止につながっています。
 4. 利用者にとって見守りが必要なアドバイスできているでしょうか。他の業務の対応に追われ時間短縮のためにそなえているのでしょうか。医療事故や食事取扱否否利用者にとって重要な事態を招く恐れがないといえません。
 5. 利用者は様々な反応を示しますから、驚かなどで抑圧しないで対応できるように、日よりトレーニングを行いましょう。
 6. 5つの質問に「つでもいい」にチェックがあたら、それは問題行為です。自分たちの行動を振り返って、虐待防止に取り組んでみてください。

高齢者虐待について、理解していただけましたか？
虐待を未然に又は再発を防ぐためには、介護知識・技術・法令知識を理解し、ケアの質を向上させていくことが重要になってしまいます。
高齢者虐待防止を、一人一人の取り組みとして、職場全体の取り組みとして実践していきましょう。



地域支援スーパー／ダイズ事業（権利擁護相談）

地域支援スーパー／ダイズ事業とは、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利擁護や困りごとについて、行政、高齢者・障がい者相談機関、その他事業所など関係機関・団体を対象に、様々な解決困難な事例について、弁護士会・社会福祉士会等と連携し、電話や来所による相談や情報提供を行うものです。

次のような相談に助言しています。

- 年金を親族が管理しているが、本人のために使われていないようだ。
- 裁判官にのせられて不必要なものを買わされているようだ。
- 知人から財産を侵害されている。
- 多額の借金をしてしまい、生活困難になっている人をどう支撐すればよいのか。
- 親亡き後、障がいのある子の財産の管理は誰にためばいいのか。など
- 成年後見制度の利用が必要だが、どのようにすればいいのか。など

【権利擁護専門相談窓口】

【大阪市・堺市以外】

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会地域福祉権利擁護推進室あいおいねっと
所在地 〒552-0012 大阪市中央区谷町7丁目4番20号 大阪府社会福祉会館2階
電話 06-6191-9500 電員による電話相談（月曜日～金曜日の10時～16時。祝日・年末年始除く）
専門職による相談は事前予約が必要。（相談日 木曜日13時～14時半～）

【大阪市】

大阪市成年後見支援センター
所在地 〒557-0024 大阪市西成区出城2丁目5番20号 大阪市社会福祉研修・情報センター3階
電話 06-4392-8382（職員による電話相談）月曜日～土曜日の9時～17時。祝日・年末年始除く）
成年後見制度に関するご相談を受け付けています。

【堺市】

堺市権利擁護サポートセンター
所在地 〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号 堺市総合福祉会館4階
電話 072-225-5655（職員による電話相談）月曜日～金曜日の9時～17時30分。祝日・年末年始除く）
専門職による相談は事前予約が必要。（相談日 木曜日13時～16時）

成年後見制度の利用を促進！

1. 成年後見制度とは？

認知症、知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話をめぐらせるのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができるときに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。必要な方がいる時は、市町村の窓口及び地域包括支援センター等へご相談下さい。

2. 成年後見制度にはどのようなものがあるの？

成年後見制度は、大きく分けると、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。
また、法定後見制度には、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。
法定後見制度においては、家庭裁判所によって選択された成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときを与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。
成年後見人等には、親族以外に、専門職（弁護士、社会福祉士、司法書士等）、市民後見人、法人後見が選任されます。

3. 成年後見人等の役割は何ですか？

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身の回りの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。
また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

2020年4月から民法が改正されます！

民法が改正され、意思能力制度が明文化されることになります。これにより、意思能力を有しない者がいた法律行為は無効となり、自らが締結した売買契約の無効を主張して、代金の返還等を求めることがあります。
※意思能力は、行為の結果を判断するに足るだけの精神能力をいいます。例えば、認知症を患って行為の結果を判断することができない者は、意思能力を有しません。

※成年後見制度の確立を得ていなくても、意思能力制度の利用は可能です。

（法務省HPより）

●人権相談書に関するご相談はこちら

人権についての相談はなんでも

みんなの 人権 110番 ☎ 0570-003-110

この電話はおかげになつた場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
●一部のIP電話等からは御利用できません。

学校でのいじめ、虐待など子どもに及ぶ相談はこちら
フリーダイヤル ☎ 0120-007-110

子どもの人権についての専用相談電話です。
いじめや体罰などの子どもの人権についての相談はこちらへどうぞ。
●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分
(全国共通、通話料無料)

安心して

ご相談ください!

相談してください!

ひとつまませんか?

心配だな…

人権イメージキャラクター
人 KEN あゆみちゃん

法務省人権擁護局
全国人権擁護委員連合会

〔ソサイブル連合①〕
この連合は、日本語のへ
リソーシルであります。

保存版

訪問介護に従事されている皆様へ

〔ソサイブル連合②〕
この連合は、日本語のへ
リソーシルであります。

<http://www.jinken.go.jp/>



インターネットでも相談を受け付けています



パソコン・携帯電話共通



インターネット人権相談



SOS-Eメール



秘密は守ります。
相談は無料です。
ぜひご相談ください。

人権イメージキャラクター
人 KEN まもる君

訪問介護に 従事されている皆様へ

皆様の訪問先の家庭などで、高齢者や障害者に対するいじめ、いやがらせ、虐待などの問題が起きているのではないかと思いませんか？

私たち法務省の**人権擁護機関**は、一人一人の**人権**が尊重され、高齢者や障害者の方々が毎日安心して暮らすことができるよう、様々な**人権擁護活動**に取り組んでいます。

皆様が訪問介護中に、いじめ、いやがらせ、虐待などが疑われる事案を見たり聞いたりしたら、みんなの**人権110番(裏面)**まで情報をお寄せください。

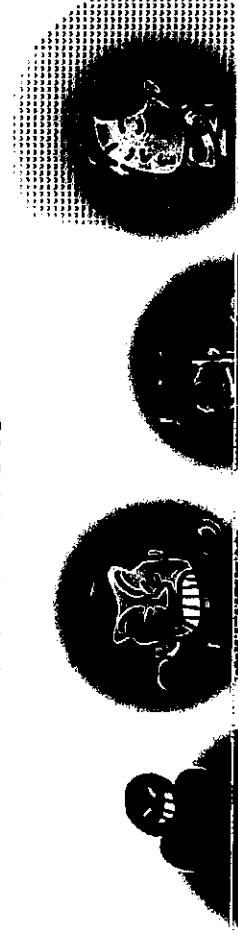
法務局職員や**人権擁護委員**が、事業に応じた迅速・柔軟な方法で、関係する方々と話し合ながら解決に導きます。

***人権擁護委員**とは、法務大臣が委嘱した民間の人たちで、約14,000名が全国の市町村に配置されています。

人権イメージキャラクター
人KEN あゆみちゃん

あなたがお困りになってしまった時、誰に相談すればいいですか？

● 人権擁護委員へ



介護施設の
放棄・放任

經濟的虐待
(金銭の無断使用など)

暴力(暴力など)
(性暴力など)

身体的虐待
(殴る・蹴るなど)

● 一人で悩まず、ご相談ください。

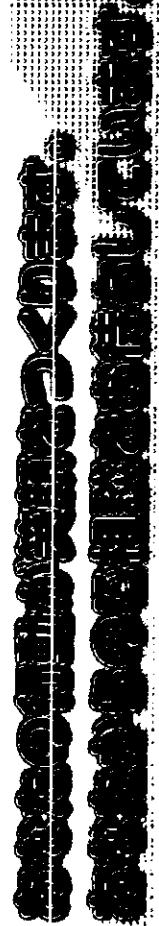
法務局職員、

人権擁護委員が
一緒にになって
皆様のお悩みの
解決に取り組みます。

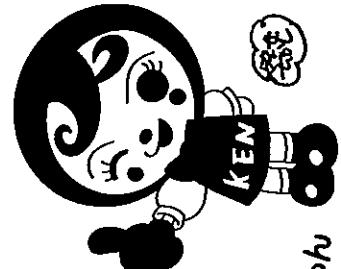
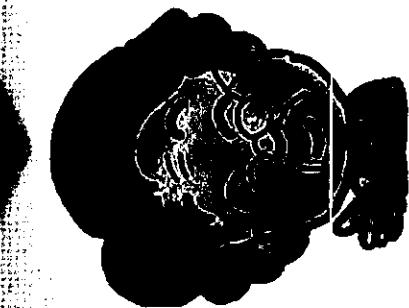
このほかにも、他の行政機関と協力するなどして、悩み事を解決に導きます。



人KEN あゆみちゃん



人KEN あゆみちゃん



人KEN あゆみちゃん

I 介護労働者全体（訪問・施設）に共通する事項

介護労働者の労働条件の 確保・改善のポイント

はじめに

このパンフレットは、介護労働者の労働条件の確保・改善に関する主要なポイントをわかりやすく解説したものであります。また、これらを用いて、老人福祉・介護事業のほか、それ以外の障害者福祉事業、児童福祉事業等において介護関係業務に従事する者も含みます。

このパンフレットでは、「介護労働者」とは、専ら介護関係業務に従事するすべての労働者を指します。したがって、老人福祉・介護事業のほか、それ以外の障害者福祉事業、児童福祉事業等において介護関係業務に従事する者も含みます。

また、これら介護労働者を使用する事業場におかれては、介護労働者以外の労働者につきましても、同様に労働条件の確保・改善を図っていただけます。

このパンフレットの対象

このパンフレットでいう「介護労働者」とは、専ら介護関係業務に従事するすべての労働者を指します。したがって、老人福祉・介護事業のほか、それ以外の障害者福祉事業、児童福祉事業等において介護関係業務に従事する者も含みます。

また、これら介護労働者を使用する事業場におかれては、介護労働者以外の労働者につきましても、同様に労働条件の確保・改善を図っていただけます。



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

(1) 労働条件の明示について

Point ① 労働条件は書面で明示しましょう

労働者を雇い入れた時は、賃金・労働時間等の労働条件を書面の交付により、明示しなければいけません。

○ 明示すべき労働条件の内容

- 書面で明示すべき労働条件の内容
- 労働契約の期間（期間の定めの有無、定めがある場合はその期間）
 - 更新の基準（Point 2 参照）
 - 就業の場所・従事する業務の内容
 - 労働時間に応じる賃金の支給額、経営陣別、階層外労働の有無、休憩・休日、休暇等
 - 賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の割り・支払の時期に応する事項
 - 退職に関する事項（解雇の事由を含む）

その他明示すべき労働条件の内容

- ・昇給に関する事項
- ・退職手当、超過手当、超過賃金
- ・労働者に支払われる賃金、賞与、労働者に貪食させた食費・作業用品、安全衛生、職業訓練、災害被保険、表彰・祝賀、休職等に付する事項……これについて定めた場合

○ 労働日（労働すべき日）や始業・終業時刻など下記①～③が月ごとの勤務表により特定される場合の明示方法

- 勤務表により特定される労働条件
- ① 就業の場所及び従事すべき業務
 - ② 労働日並びにその始業及び終業の時刻
 - ③ 休憩時間

6か月契約、1年契約などの期間の定めのある契約（有期労働契約）を結ぶ場合には、契約更新の都度、効率条件の明示書面の交付が必要です。
上記以外の場合は、労働契約の内容について、できる限り書面で確認しましょう。（労働契約法第4条第2項）
改正パートタイム労働法（平成27年4月施行）については、パート労働ポータルサイト（<http://part-tanikam.mhlw.go.jp/>）を確認してください。

Point ② 契約の更新に関する事項も明示しましょう

労働者と有期労働契約を締結する場合には、「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」についても書面の交付によって明示しなければなりません。

（2）更新の基準の明示

（具体的な例）	・契約期間満了時の賃料、契約期間満了時の賃料により判断する ・労働者の能力により判断する ・労働者の勤務成績、恩賞により判断する ・從事している業務の達成状況によく判断する など
---------	---

※ 有期労働契約の更新をしないことが明かなる場合は、更新の基準の明示義務はありません。

有期労働契約について、3つのルールがあります。（労働契約法）

- ① 無期労働契約への延長：有期労働契約が更新されるとときは、労働者の立場により、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に延長できます。
- ② 「定期的」の法定化：一定の場合には、使用者による置止めが認められることとなる最高額を確立した法律上のルールが法律に規定されました。
- ③ 不合理的労働条件の禁止：有期労働労働者と無期労働労働者の間で、不合理的労働条件を相違させることは禁止されています。

(2) 就業規則について

Point ① 就業規則を作成し、届け出ましょう

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出なければなりません。

また、就業規則を変更した場合にも、労働基準監督署長に届け出してください。

○ 10人以上の労働者には、介護労働者ももちろん、次の労働者の方も含まれます。

○ 事務職員、管理栄養士等、介護労働者以外の労働者
○ 短時間労働者、有期契約労働者等のいわゆる非正規労働者

などにより、全(ひが)の労働者についての就業規則を作成してください。

Point ② 適正な内容の就業規則を作成しましょう

就業規則の内容は、法令等に反してはなりません。
また、就業規則を作成しているのに、その内容が実際の就労実態と合致していない例がみられます。このような状況にあっては、労働条件をめぐるトラブルにもつながりかねません。労働者の就労実態に即した内容の就業規則を作成してください。

○ 使用者が、就業規則によって労働条件を変更する場合には、次のことが必要です。(労働契約法第10条)

- ① その変更が、次の事情などに照らして合理的であること。
労働者の受けれる不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合との交渉の状況
- ② 労働者に変更後の就業規則を周知させること。

Point ③ 就業規則を労働者に周知しましょう

作成した就業規則は、以下の方法により労働者に周知しなければなりません。

- 常時事業場内の各作業場に掲示し、又は備え付けること
- 書面を労働者に交付すること
- 電子的データとして記録し、かつ、各作業場に労働者がその記録の内容を常時確認できるパソコン等の機器を設置すること
- 労働者からの請求があった場合に就業規則を見せるなど、就業規則を労働者が必要なときに容易に確認できない方法では、「周知」になりませんので注意してください。

(3) 労働時間について

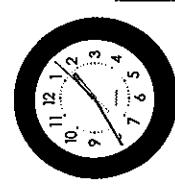
Point ① 労働時間の適正な取扱いを徹底しましょう

労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、介護サービスを提供している時間に限るものではありません。

特に、次のようないい例がみられます。そこで、労働時間として取り扱つてください。

○ 交番制勤務における引継ぎ時間
○ 業務報告書等の作成時間
○ 利用者へのサービスによる打ち合わせ、会議等の時間

- 使用者の指揮命令に基づく施設行事等の時間とその準備時間
- 研修時間
- ※ 訪問介護労働者特有の移動時間等については、I Point 3 参照



Point ① 労働時間の適正な取扱いを徹底しましょう

研修時間については、使用者の明示的な指示に基づいて行われる場合は、労働時間に該当します。
また、使用者の明示的な指示がない場合であっても、研修を受けないことにに対する就業規則上の制約等の不利益な取扱いがあるときや、研修内容と業務との関連性が強く、それに伴う実質的に使用者から出席の強制があるときなどは、労働時間に該当します。

Point ② 労働時間を適正に把握しましょう

「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日付け基発0120第3号)の主な内容

使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの労業・終業時刻を確認し、これを記録すること

- ① 使用者が、自己申告制の確認・記録に当たっては、原則として、
② タイムカード等の客観的な記録を基礎として、
確認・記録すること
- 自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合には、
① 適正な自己申告等について労働者に十分説明する、
② 自己申告と実際の労働時間とが合致しているか必要に応じて実態調査を実施し、
所要の労働時間の補正すること



Point ③ 変形労働時間制等は正しく運用しましょう

◆労働基準法第32条の2、第32条の4ほか

- 1年単位の変形労働時間制※1を採用する場合には
 - 労使協定を適切に締結し、労働基準監督署長に届け出ましょう。※2
 - ※1 1年以内の期間を平均して週40時間達成する方法です。
 - ※2 対象期間ごとに労使協定の締結、届出が必要です。
- 1か月単位の変形労働時間制※3を採用する場合には
 - 労使協定※4、就業規則等により、適切に枠組みを定めましょう。
 - ※3 1か月以内の期間を平均して週40時間達成する方法です。
 - ※4 この労使協定は労働基準監督署長への届出が必要です。
- その他の労働時間制度を採用する場合にも、法定の要件に基づき正しく運用してください。

- 各日の効率割合は、変形期間間に限り、具体的に定めなくてください。
- ※3 1か月以内の期間を平均して週40時間達成する方法です。
- ※4 この労使協定は労働基準監督署長への届出が必要です。
- 正午～午後1時などの所定の休憩時間に利用者の食事休憩等を行う必要が生じ、休憩が確保されていない例

労働時間が6時間以上を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩が、労働時間の途中に必要です。

休憩は、労働者の自由に利用せねばなりません。

特に、次のような例がみられるところから、休憩時間帯や利用者の食事時間帯においても、休憩が確実に取得できるよう徹底してください。

○ 代替員の不足等から夜勤時間帯の休憩が確保されていない例

○ 正午～午後1時などの所定の休憩時間に利用者の食事休憩等を行う必要が生じ、休憩が確保されていない例

(4) 休憩・休日について

Point ① 休憩は確実に取得できるようにしましょう

◆労働基準法第36条

- 労働時間が6時間以上を超える場合には
 - 労働時間の途中に必要です。
 - また、就業規則等により、適切に枠組みを定めましょう。
- ※1 1年以内の期間を平均して週40時間達成する方法です。
- ※2 対象期間ごとに労使協定の締結、届出が必要です。

休憩は、労働者の自由に利用せねばなりません。

特に、次のような例がみられるところから、休憩時間帯や利用者の食事時間帯においても、休憩が確実に取得できるよう徹底してください。

○ 代替員の不足等から夜勤時間帯の休憩が確保されていない例

○ 正午～午後1時などの所定の休憩時間に利用者の食事休憩等を行う必要が生じ、休憩が確保されていない例

Point ④ 36協定を締結・届出しましょう

◆労働基準法第36条

- 時間外労働の限度に関する基準（平成10年労働省告示第154号）の主な内容
 - 業務区分の細分け
 - 容易に臨時的な業務などを予想して対象業務を拡大しないよう、業務の区分を細分化することにより時間外労働・休日労働・休暇時間外労働をさせた業務の範囲を明確にしなければなりません。
 - 一定期間の区分
 - 時間外労働・休日労働・休暇時間外労働に当たる期間には、時間外労働・休日労働・休暇時間外労働の区分が、原則として3か月以内の期間と「1年間」について協定してください。
 - 労使双方は、36協定の内容が、限界基準に適合したるものとなるようにならなければなりません。

- 延長時間の限度（限度時間）
 - ①一般的労働者の場合
 - 1日11時間
 - 1ヶ月 42時間
 - 1年間 480時間
 - ※ 対象期間3ヶ月始まり
 - ②1年単位の業務区分時間制の労働者の場合
 - 1週間 14時間
 - 1か月 42時間
 - 1年間 480時間
 - ※ 対象期間3ヶ月始まり

- 一定期間の限度（限度時間）
 - ①一般的労働者の場合
 - 1ヶ月 42時間
 - 1年間 480時間
 - ※ 対象期間3ヶ月始まり
 - ②特別労働者
 - 臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない「特別の事情」が予想される場合、特別条項付き協定を結ぶべきである時間と延長時間とすることがあります。この「特別の事情」は、臨時的なものに限られます。

- 適用除外
 - 工作物の建設等の事業、自動車の運転の業務等、一部の事業又は業務には上記の限度時間が適用されません。

氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
Aさん	早	早	早	早	早	早	早	早	早	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	
Bさん	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	

- 黄色の日については、曇日（午前0時から午後12時まで）としての休業が確保され、法定休日と評価することができます。
- AさんとBさんのシフトは、月28日にに対してどちらも20日出勤であり、週40時間はクリアしていますが…
- Aさんのシフトは、法定休日も4週に1日以上あり、労働基準法上の休業はありません。
- Bさんのシフトは、法定休日と評価できる日が4週に2日しかなく、法定の日数を下回っています。

Point ⑤ 時間外労働等は、36協定の範囲内にしましょう

◆労働基準法第32条、第36条

- 時間外労働・休日労働は必要最小限にどめられるべきものであり、労使は、このことを十分意識した上で36協定を締結する必要があります。
- 時間外労働・休日労働を行わせる場合には、Point4で締結した36協定の範囲内でなければなりません。

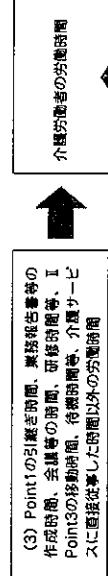
(5) 賃金について

Point ① 労働時間に応じた賃金を、適正に支払いましょう

＊労働基準法第24条

- 賃金は、いかなる労働時間についても支払わなければなりません。
- 労働時間に応じた賃金の算定を行う場合(時給制などの場合)には、交番勤務等における引替ぎ時間、業務報告書等の作成時間、会議等の時間、研修研討会等、Point3の移動時間、会場設営等、介護サービスに直接従事した時間以外の労働時間

○ 賃金の算定の基礎となる労働時間



- また、使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させた場合には、休業手当を適正に支払わなければなりません。※II Point 3 参照

Point ② 時間外・深夜割増賃金を支払いましょう

＊労働基準法第37条

- 時間外労働に対しては、25%以上(※)の割増賃金を支払わなければなりません。
- * 1か月に60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率は50%以上です(中小企業については、当分の間、猶予されています。)。
- 深夜業(午後10時から午前5時までの労働)に対しては、25%以上の割増賃金を支払わなければなりません。
- 休日労働に対しては、35%以上の割増賃金を支払わなければなりません。

Point ③ 最低賃金以上の賃金を支払いましょう

＊最低賃金法第4条

- 賃金は、地域別最低賃金以上の金額を支払わなければなりません。
- 地域別最低賃金は、産業や職種にかかわりなく、都道府県内のすべての労働者に対して適用される最低賃金として、都道府県ごとに定められています。

○ 支払う賃金と最低賃金との比較方法

時間によって定められた賃金 (例:月給)	当該期間における 所定労働時間数 (日、週、月によつて所定労働時間 数が異なる場合には、それ ぞれ1週間、4週間、1年間の平均 所定労働時間数)	最低賃金額 (例:月給)
-------------------------	---	-----------------

(6) 年次有給休暇について

Point ① 非正規労働者にも年次有給休暇を付与しましよう

＊労働基準法第59条

- 非正規労働者も含め、6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対しては、年次有給休暇を与えなければなりません。

○ 年次有給休暇の付与の要件

雇入日	契約期間(更新) 1か月	契約期間(更新) 1か月	契約期間(更新) 1か月	年次有給休暇の付与
6か月経過	6か月	6か月	6か月	※ 業務勤務とは在籍期間を意味し、勤務勤務がどうかについては、勤務の実態に即し実質的に判断すべきものです。

所定労働日数が少ない労働者に対しても、所定労働日数に応じた年次有給休暇を与える必要があります。

○ 年次有給休暇の日数

週所定労働時間	週所定労働時間	1年間の所定労働日数	1年間の所定労働日数	年次有給休暇日数
30時間以上	30時間以上	6か月	6か月	6か月
5日以上	5日以上	10日	11日	12日
4日	4日	169日から 216日まで	7日	8日
30時間未満	30時間未満	121日から 168日まで	7日	8日
2日	2日	73日から 120日まで	3日	4日
1日	1日	48日から 72日まで	1日	2日

※ 週以外の期間によって労働日数が定められている場合

○ 予定されている今後1年間の所定労働日数を算出し難い場合の取扱い

- 年次有給休暇が比例付与される日数は、原則として基準日(年次有給休暇付与日)において予定されている今後1年間の所定労働日数に応じた日数です。
- ただし、予定されている所定労働日数を算出し難い場合には、基準日直前の実績を考慮して所定労働日数を算出することとして差し支えありません。したがって、例えば、月入の6か月で計算して6か月経過後に付与されることとして年次有給休暇の日数については、過去6か月の労働日数の実績を2倍したものと「1年間の所定労働日数」とみなして判断して差し支えありません。

労使協定により、年次有給休暇について、5日の範囲内で時間単位として与えることができます。

Point 2 しないようにしましょう

◆労働基準法第136条

- 年次有給休暇の取得を抑制する不利益取扱いはせん。
- 例えば、精勤勤手当や賞与の額の算定に際して、年次有給休暇を取得した日を欠勤として取り扱うことには、不利益取扱いとして禁止されます。

(7) 解雇・雇止めについて

Point 1 解雇・雇止めを行う場合は、予告等の手続を取りましょう

◆労働基準法第20条、労働契約法第19条、雇用規制緩和の解説、更新及び雇止めに関する基準第1条ほか

- やむを得ず労働者の解雇を行ふ場合には、少なくとも30日前までの予告が必要です。
- 予告を行わない場合には、解雇までの日数に応じた解雇予告手当を支払う必要があります。



- 有期労働契約※を更新しない場合には、少なくとも30日前までの予告が必要です。
- ※ 3回以上更新されているが、1年を超えて継続して雇用されている労働者に係るものに限り、あらかじめ更新しない旨明示されているものを除きます。

- 実質的に期間の定めない契約と変わらないといえる場合や、雇用の継続を期待するところが合理的であると考えられる場合、使用者が雇止めをすることが、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められないときは、雇止めないとき」は、雇止めが認められません。從来と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されますが。

- 労働者から請求があった場合には、解雇・雇止めの理由等について、証明書を交付する必要があります。

「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」
(平成13年厚生労働省告示第357号)について

- 有期労働契約については、契約更新の遅延により、一定期間雇用を継続したにもかかわらず、突然、契約更新をせずに期間満了をもつて退職させざるなどの、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間をこの基準は、このよつたなトラブルの防止を図るために、労働基準法第14条第2項に基づき措置について定めたものです。

Point 2 解雇について労働契約法の規定を守りましょう

◆労働契約法第16条、第17条第1項

○期間の定めのない労働契約の場合

◆労働契約法の規定により、権利の濫用に当たる解雇は無効となります。

○期間の定めのある労働契約(有期労働契約)の場合

◆労働者と有期労働契約を締結している場合には、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間中に解雇することはできません。期間の定めのない労働契約の場合よりも、解雇の有効性は厳しく判断されます。

(8) 労働者名簿、賃金台帳について

Point 1 労働者名簿、賃金台帳を作成、保存しましょう

- 労働者の労務管理を適切に行うため、労働者名簿を作成し、労働者の氏名、雇入れの年月日、退職の年月日及びその事由等を記入しなければなりません。
- また、賃金台帳を作成し、労働者の氏名、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、基本給等を賃金の支払の都度記録することなく記入しなければなりません。
- これらは労働関係に関する重要な書類ですので、それぞれ3年間保存してください。

労 働 者 名 簿		賃 金 台 帳
記載事項	労働者の氏名、雇入れの年月日、退職の年月日及びその事由 等	労働者の氏名、賃金計算期間、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、賃金の種類ごとにその額、等
保存期間	労働者の退職等の日から3年間	基本給、手当その他の賃金の額等

(9) 安全衛生の確保について

Point 1 衛生管理体制を整備しましょう

- 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、衛生管理者や産業医を選任し、また、衛生委員会を設置する必要があります。
- 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は、衛生推進者を選任する必要があります。
- これらの衛生管理体制を整備し、労働者の健康障害の防止、健康の保持増進、労働災害の防止などを図りましょう。

Point 2 健康診断を確實に実施しましょう

- 非正規労働者も含め、常時使用する労働者に対しては、
 - 届入れの際 1年以内ごとに1回 ※
 - ※ 深夜業等の特定業務に常時従事する者については、6か月以内ごとに1回

- 定期に健康診断を実施しなければなりません。
- 短時間労働者であっても、下記①②のいずれにも該当する場合は「常時使用する労働者」として健康診断が必要です。

- ① 期間の定めのない労働契約又は期間1年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により1年以上使用され、又は使用されることが予定されている者
- ② 過の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の4分の3以上である者

- なお、健康診断の実施は法で定められたものでの、その実施に要した費用については、事業者が負担すべきものです。
- 健康診断の結果で異常の所見があると診断された労働者については、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聽かなければなりません。

○期間の定めのない労働契約の場合

◆労働契約法の規定により、権利の濫用に当たる解雇は無効となります。

○期間の定めのある労働契約(有期労働契約)の場合

◆労働者と有期労働契約を締結している場合には、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間中に解雇することはできません。期間の定めのない労働契約の場合よりも、解雇の有効性は厳しく判断されます。

Point ③ ストレスチェックを実施しましょう

◆労働安全衛生法第66条の10、労働安全衛生法第52条の9ほか

- 常時50人以上の労働者を使用する事業場では、常時使用する労働者に対し、1年内に1回、定期にストレスチェックを実施する必要があります。
- ストレスチェックの結果、「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申出があつた場合は、医師に依頼して面接指導を実施し、その医師の意見を聞き、必要な措置を講じる必要があります。
- ストレスチェックの実施者に、ストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計・分析してもらい、その結果を踏まえて、労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講じましょう。

Point ④ 過重労働による健康障害を防止しましょう

◆過重労働による健康障害を防止するため事業者が講すべき措置、労働安全衛生法第66条の8ほか

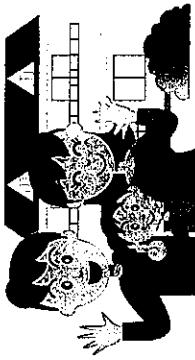
- 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講すべき措置」に基づき、過重労働による健康障害防止措置を講じてください。
- 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講すべき措置」(平成18年3月17日付け基発第0317008号。平成18年4月改定)の主な内容
 - (平成18年3月17日付け基発第0317008号。平成18年4月改定)の主な内容
 - 時間外・休日労働の削減
 - 36協定は、限度基準。(3)Point4参照)に適合したものとしてください。
 - 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めてください。
 - 労働者の健康管理に係る措置の徹底
 - 時間外・休日労働が「月あたり100時間を超える(申出をした)労働者などにめし医師による面接指導等を実施してください。

Point ⑤ 労働災害の防止に努めましょう

- 労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、常に労働災害の防止に努めましょう。特に、災害が多発している腰痛災害や交通事故の防止に取り組んください。
 - 以下のガイドライン等を踏まえた災害防止対策を講じましょう。
 - 社会福祉施設における安全衛生対策～腰痛対策・KY活動～
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075093.html>)
 - 看護・介護作業による腰痛を予防しましょう
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000146227.pdf>)
 - 働く人に安全で安心な工場・施設づくり推進運動
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/seikyou/130200-Roudoukijunkkyoku-Anzenka/0000146227.pdf>)
 - 交通安全災害を防止しまさう「交通安全災害防止のためのガイドライン」のポイント
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075093.html>)
 - ノロウイルスに関するQ&A
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/seikyou/yobou/040204-1.html>)
 - 在宅介護サービスにおけるモデル安全衛生規程及び解説
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/seikyou/yobou/040204-1.html>)
 - 労働者に対しては、雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育を実施しなければなりません。安全衛生教育の実施に当たっては、業務の実態を踏まえ、上記災害の原因、その防止等に関する項目を盛り込むよう配慮しましょう。

(10) 労働保険について

Point ① 労働保険の手続きを取りましょう

労働保険の手続きを取りましょう	
労災保険とは	雇用保険とは
<p>労災保険とは、労働者が業務上の事由又は通勤により負傷等を被った場合等に、被災した労働者を保護するために必要な保険給付等を行うもの</p> <p>(平成18年3月17日付け基発第0317008号。平成18年4月改定)の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間外・休日労働の削減 <ul style="list-style-type: none"> ○ 36協定は、限度基準。(3)Point4参照)に適合したものとしてください。 ○ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めてください。 労働者の健康管理に係る措置の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ○ 時間外・休日労働が「月あたり100時間を超える(申出をした)労働者などにめし医師による面接指導等を実施してください。 	<p>雇用保険とは、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るために、再就職を促進するために必要な給付等を行うもの</p> <p>■雇用保険の対象となる労働者</p> <p>次のいずれにも該当する労働者が、原則として雇用保険の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること ② 31日以上の雇用見込みがあること 

II 訪問介護労働者に関する事項

○ 訪問介護労働者と労働基準法

このパンフレットでいう「訪問介護労働者」は、
・訪問介護事業に従事する者であって、介護職員又は介護福祉士
・老人、障害者等の居宅において、入浴、食事等の介護やその他の日常生活上の世話をう実務に從事する労働者を指します。

事業場の中では、これらの方について委託、委任、あるいは登録型などの認証が用いられていますが、そのような場合でも、労働者には該当するかどうかについては使用者の指揮監督等の実態に則り総合的に判断されるが労働者に該当する場合には労働基準法が適用されます。なお、介護労働者に係る労働基準法等関係法令の適用についても、平成16年に標準の通達を発出し、訪問介護事業に従事する訪問介護員等については、現在もなお一部に問題が認められるところです。(参考資料1参照)

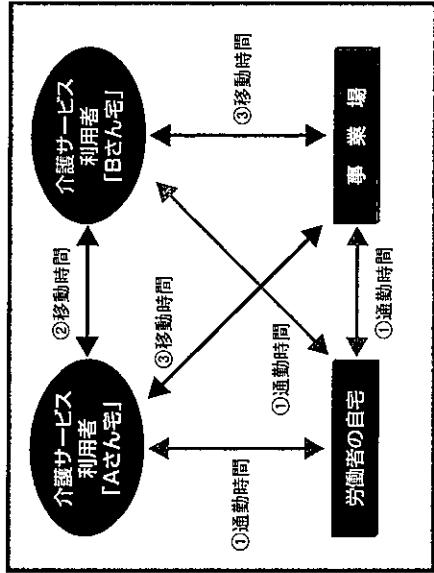
この過度の内容はこのパンフレットにも盛り込まれていますが、そのうち移動時間の取扱い(Point3 参照)については、現在もなお一部に問題が認められるところです。訪問介護に携わる皆様には、このパンフレット等をご活用いただけます。

訪問介護の実務に従事する労働者には、このパンフレット等を適正に確保されるようお願いします。

Point ③ 移動時間等が労働時間として適正に把握しましょう ➤ 労働基準法第32条ほか

- ・労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、介護サービスを提供している時間に限るものではありません。
- ・移動時間、待機時間等についても、以下のような場合には労働時間に該当し、使用者は適正にこれを把握、管理する必要があります。※ I (3) Point 1 参照

○ 移動時間の考え方

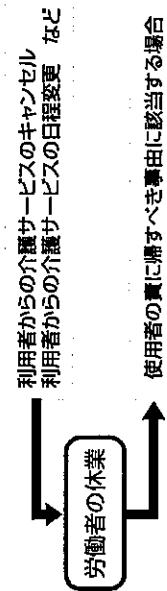


Point ① 訪問介護労働者にも就業規則を周知しましょう ➤ 労働基準法第106条

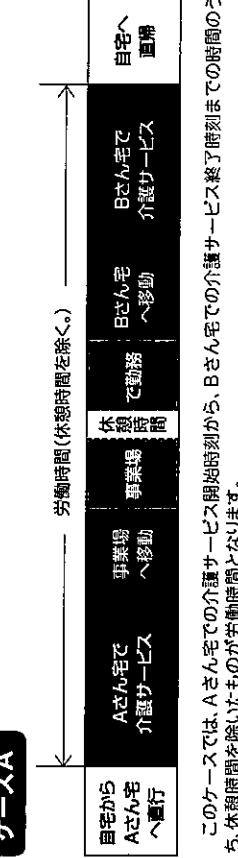
具体的には、指揮監督の実態により判断するものであり、例えば②又は③の移動時間であって、その時間が通常の移動に要する時間程度である場合には、労働時間に該当するものと考えられます。

Point ② 休業手当を適正に支払いましょう ➤ 労働基準法第26条

就業規則は労働者に周知する必要がありますが(I (2) Point 3 参照)事業場に赴く機会の少ない訪問介護労働者については、書面を交付することによる方法で周知することが望ましいものです。



使用者の責に帰すべき事由に該する場合には、休業手当の支払が必要です。



このケースでは、Aさん宅での介護サービス開始時刻から、Bさん宅での介護サービス終了時刻までの時間のうち、休憩時間を除いたものが労働時間となります。

訪問介護労働者の方の法定労働条件の確保について

平成16年8月27日付付基第0827001号

卷之三

このような状況を踏まえ、今般、訪問介護労働者に係る労働基準法等関係法令の適用について、下記のとおり取りまとめたところである。

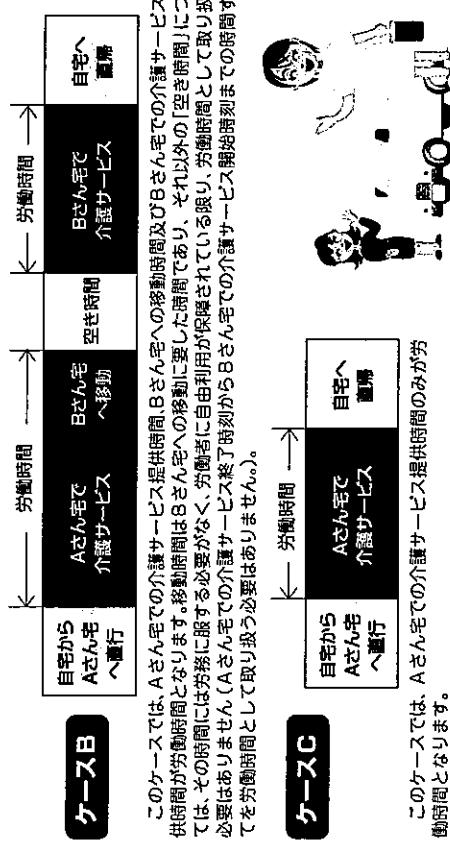
訪問介護事業においては、介護保険法(平成9年法律第123号)の施行以来事業者数が増加する中で、同業種に使用される労働者たる労働条件が改善するため、使用者が労働条件を適切に把握しその動態状況を把握する機会が限られるなどの懸念感があることから、また、労働基準監督署等による法定労働条件に対する検査が十分ではない事実場景が少なくないなどから、運営、労働時間面に係る法定労働条件が適正に確保されていない状況があるところである。

については、監督指導時における労働基準法等関係法令の運用・協力の上、別途添付する周知用資料を活用して、関係事業者団体への

周知、集団指導の実施等により、この内容を徹底し、訪問介護労働者の法定労働条件の確保に遺憾なきを期されたい。

定義等

2 訪問介護の法整備条件の構造上の問題及びこれに関する法的考察



このケースでは、Aさん宅での介護サービス提供時間・Bさん宅への移動時間及びBさん宅での介護サービス提供時間が移動時間となります。移動時間はBさん宅への移動に要した時間であり、それ以外の「空き時間」については、その時間には必ず自由利用が保障されている限り、労働時間として取り扱う必要はありません（Aさん宅での介護サービス終了時刻からBさん宅での階層差すべてを労働時間として取り扱う必要はありません）。

このケースでは、Aさん宅での介護サービス提供時間のみが効率時間となります。

Q1 訪問介護の業務に従事した時間に対して支払う賃金額と、移動時間に対して支払う賃金額に対する割合

A1 訪問介護の業務に直接従事する時間と、それ以外の業務に従事する時間の賃金水準については、最低賃金額を下回らない範囲であれば、労使の話し合いによって決定することとは差し支えありません。

当社A事業場では、過去3ヶ月間にわたり移動時間を把握した結果、特別の事情がない限り、1回当たりの移動時間が15分を上回らないことが判明しました。そこで、A事業場においては、移動時間は15分と定め、移動1回当たり15分に相当する賃金を支払うこととし、15分を超えた場合には、超過した時間分の賃金を追加して支払うことと約定しています。

A2 移動効率を確保するため労働時間と労働時間の記録を適切に管理することには、使用者の業務であり、移動に要した労働時間に基づき算定するのが基本となります。

労働者に不利益とはなりませんので、可能と考えられます。この場合、雇入通知書や業規則でその旨を明示する必要があります。なお、定期制を取り入れても労働時間の把握は必要であるとともに、超過分を支払わないことは賃金の一部不払となることに留意してください。

待機時間の考え方

行動範囲について、使用者が急な需要等に対応するため事業場等において待機を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されないと認められる場合には、労働時間に該当します。

書簡通知通件條件勞動

賃金	1 基本賃金	イ 月給（　　）円、ロ 日給（　　）円
	ハ 時間給（　　）円、 ニ 出来高給（基本単価　　円、保険給　　円）	
	ホ その他（　　）円 ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等	
2 諸手当の額又は計算方法	イ 手当（　　）円／計算方法：（　　） ロ（　　）円／計算方法：（　　） ハ（　　）円／計算方法：（　　） ニ（　　）円／計算方法：（　　）	
3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金等	イ 所定時間外、法定超月60時間以内（　　）% 月60時間超（　　）%	
所定超（　　）%	ロ 休日 法定期休日（　　）%、法定外休日（　　）% ハ 深夜（　　）% 4 貨金締切日（　　）一毎月 日、（　　）一毎月 日 5 貨金支払日（　　）一毎月 日、（　　）一毎月 日 6 貨金の支払方法（　　）	
7 労使協定に基づく賃貸支払時の控除（無、有（　　）） 8 雇主（有（時期、金額等） 9 賃与（有（時期、金額等） 10 退職金（有（時期、金額等） 所定超（　　）%	（　　）無（　　） （　　）無（　　） （　　）無（　　）	
退職に因する事項	1 定年制（有（歳、無） 2 繼続雇用制度（有（歳まで）、無） 3 自己都合退職の手続（退職する日以上前に届け出ること） 4 解雇の手続及び手続	
その他	・社会保険の加入状況（厚生年金、健康保険、厚生年金基金 その他（　　） ・雇用保険の適用（有、無） ・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 担当者職氏名 部署名 ・その他	

介護労働者を使用する事業場への支援策のご案内

介護労働管理や労働災害防止に関する知識を習得したい

事業場における適正な職場環境の形成に向け、労務管理や労働災害防止などについて、説明会の開催や専門家の派遣による支援を、無料で行う事業です。

<委託事業者名称>

介護事業場就労環境整備事業

●実施内容：「説明会の開催」、「専門家の派遣による支援」

問い合わせ先：厚生労働省労働基準局監督課特定分野労働条件対策係
電話：03-5253-1111（内線5543）

介護福祉機器の導入や賃金制度の整備を行う

介護労働者の身体的負担の軽減につながる機器を導入した場合等に、助成金を支給します。

<助成金名称>

職場定着支援助成金（介護福祉機器等助成）

●助成額：要した費用の「1／2」（上限300万円）

●対象機器：「移動・昇降用リフト」、「ストレッチャー」、「車いす体重計」など

職場定着支援助成金（介護労働者雇用管理制度助成）

●助成額：制度整備助成 50万円
目標達成助成（※） 第1回：60万円、第2回：90万円
(※) 目標達成助成は、一定期間経過後に離職率の目標を達成した場合に支給。

問い合わせ先：都道府県労働局職業安定部またはハローワーク

介護労働者の雇用管理について相談する

（公財）介護労働安定センターで、介護労働者の雇用管理についての相談をお聞きしています。

●相談内容：「処遇改善」、「キャリアパスの構築」、「効果的研修の実施」、「夜間勤務の改善」など、介護労働者の雇用管理についての相談をお聞きしています。

問い合わせ先：（公財）介護労働安定センター各支部
<http://www.kango-center.or.jp/shibus/list.html>

そのほかの介護労働者を使用する事業場への支援策は
厚生労働省HPをご覧ください。

厚生労働省 介護労働支援ガイド

このパンフレットに関するお問い合わせ（このページに関するものは除く。）は、
最寄りの労働基準監督署、都道府県労働基準部にお願いします。

リヤクルム出版®
このパンフレットは、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく文書の交付を兼ねるものであること。
※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

以上のほかは、当社就業規則による。
※ 本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく文書の交付を兼ねるものであること。
※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

改革の方針を働き

～一億総活躍社会の実現に向けて～

働き方改革の全像

働き方改革の基本的な考え方

「働き方改革」は、働く方が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようになるための改革です。

働く方がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を講じます。

働き方改革全体の推進

ト
イ
ド
ボ

D2・参考

多くの様な「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるようになります。

より群しくは、P7以降をご覧ください。

雇用形態に問わらない公正な待遇の確保

同一企業内における正社員と非正規社員の間にある不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても「納得」できるようになります。

▶▶より詳しくは、P17以降をご覧ください。



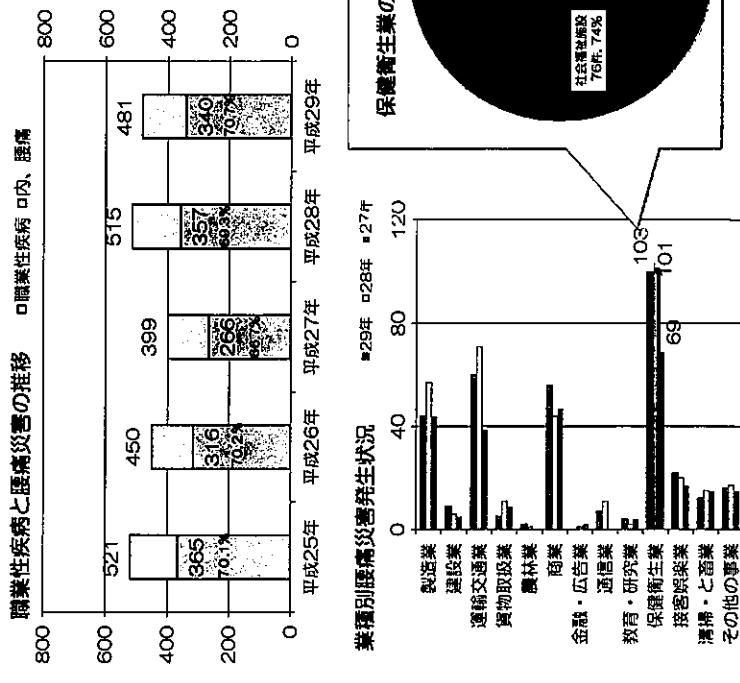
社会福祉施設の事業者の皆様へ

お口寄せ

社会福祉施設の腰痛災害を無くしましょう！

大阪府内の職業性疾患は、平成 24 年以降順調に減少していましたが、平成 28 年に 515 件となり増加に転じ、平成 29 年は 481 件と僅か 5%減に止まっています。また、腰痛災害は業務上疾病の 7 割近くを占める状況で推移しており、481 件のうち、340 件が腰痛災害となっています。さらに、腰痛災害のうち、保健衛生業が 103 件と全体の約 3 割を占め、保健衛生業では、社会福祉施設が 7 件と 7 割以上を占めています。社会福祉施設の腰痛災害は、利用者の移乗介助中や入浴介助、トイレの介助など主に利用者を抱え上げた、若しくは支えた時に発生しています。

社会福祉施設の腰痛災害を防ぐには、利用者を介助する際の作業姿勢を見直すことで腰痛器を利用するほか、「ストレッチング」なども取り入れて腰痛災害の防止に努めましょう。



注：資料は全て労働省定期報告による。

厚生労働省 大阪労働局・各労働基準監督署

<https://site.mhlw.go.jp/stf/osaka-toudoukyoku/>

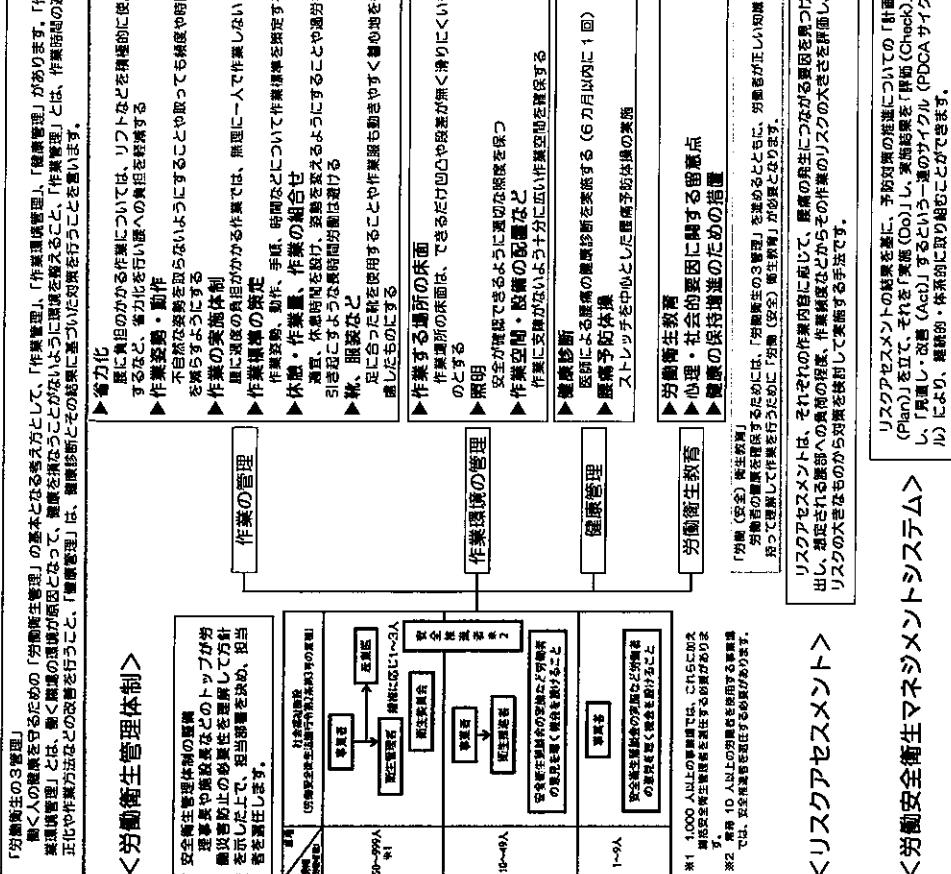
H3005

職場における災害防止対策の進め方

社会福祉施設では、利用者の安全が優先であるという意識が強く、働く人の安全と健康は二の次になってしまいからです。しかし、労働災害は年々増加しており、腰痛対策などをはじめ、取り組まなければならぬ労働安全衛生上の課題がたくさんあります。これらの対策に取り組むことで、質の高い介護サービスを提供することができますが、イキイキと動き続けることのできる職場を作ることで、労働者の安全にもつながります。

そのためには、労働衛生管理体制を整備し多種多様な発生要因によるリスクに応じて、作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育を総合的かつ継続的に取り組むことが必要です。「職場における腰痛予防対策指針」(平成 25 年 6 月)に基づき、腰痛予防対策に求められる特性を踏まえ、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入しつつ、労働者の健康保持増進の対策を含め、腰痛予防対策を進めましょう。

====職場における腰痛予防対策指針の主なポイント=====



□

<労働安全衛生マネジメントシステム>

□

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画」「立案」「実施」「評価」「改進」(Plan-Do-Check-Act)するという一連のサイクル(PDCAサイクル)により、継続的・体系的に取り組むことができます。

1

腰痛災害防止の具体的な内容

介護労働者の腰痛は、主に「人間での利用者の抱え上げ」や「前屈み」「中腰」「ひねり」などの不自然な姿勢で生じています。腰痛の発生している介助内容は、移乗介助が最も多く、次いで入浴介助、トイレ介助、おむつ交換があります。また、移乗に伴う座り直しやベッド上の移動、食事介助も腰に負担のかかる作業となっています。

これらの介助の腰痛類を問わず、全ての介助と共に通る基本的な腰痛予防対策として重要なのは、「人間での利用者の抱え上げは、原則、行わないこと」と「福祉用具を活用すること」です。

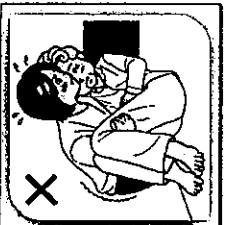
以下に、移乗介助の具体的な腰痛対策の一例について記載します（イラストの左上の「O」は「よい例（推奨）」、「×」は「悪い例（推奨しない）」を表しています）。

移乗介助

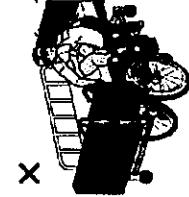
【腰痛の事例・原因】

利用者をベッドから車椅子、車椅子からスライディングチャーチーなどに移乗する場合、介護労働者は「前屈み」や「中腰」の姿勢から利用者を抱え上げ、体を「ひねり」て「腰痛」を引き起こすことがあります。また、運んでいる利用者を「中腰」姿勢から而ぬく抱え上げて移乗させることもあります。

これらの動作では、介護労働者の腰部に過度の負担がかかり、腰痛を引き起こす原因になります。一方、利用者にとっても、抱え上げられる時に体がこわばり、決して快適な介助ではありません。

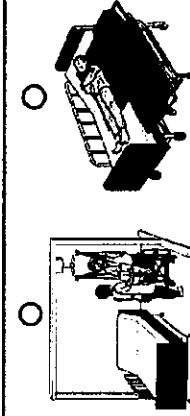


【対策】
・「人間での抱え上げ」は行わず、利用者の腰痛構造を活用：
移乗介助では、「人間での利用者の抱え上げ」は、原則、行わないようになり、利用者の腰痛する構造を活かすことを考えます。
例では、利用者がベッドの手すりや車椅子の肘掛椅子を握るなどしてもらうだけでも、介護労働者の負担は小さくなり、また、利用者の椎骨機能の維持にも役立ちます。その際、利用者には必ず、どのような動作をするのかを優しく伝えてください。



【対策】 ・スライディングボード・スライディングシートの使用：

次に、利用者の状態に合った福祉用具の使用を考えます。座位姿勢が取れるものではなく、スライディングシートやスライドボードやスライディングシートを使用して水平方向に移乗させます。床に皮膚が弱い利用者には、スライディングシートの使用を検討します。また、体が重かつたり、マットレスが柔らかかつたりする場合には、スライディングボードヒスライディングシートを併用してみるのが一つの方法です。



【対策】
・リフトの使用：
介護労働者が抱え上げなければ移乗介助できない利用者は、リフトを使用します。

・「前屈み」「中腰」「ひねり」などの不自然な姿勢はとらない：
介助用具を使用していない場合も、こうして、腰痛を防ぐ方法です。以前は、利用者のベッドの上に肘や膝を置くのはタブーとされてきましたが、現在は介護労働者の体を守るために必要に迫られています。

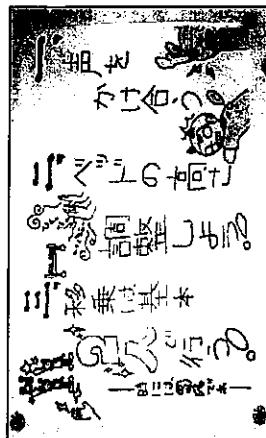
【対策】
・「前屈み」「中腰」「ひねり」などの不自然な姿勢はとらない：

介助用具を使用していない場合も、こうして、腰痛を防ぐ方法です。以前は、利用者のベッドの上に肘や膝を置くのはタブーとされてきましたが、現在は介護労働者の体を守るために必要に迫られています。

リスク “ゼロ” 大阪推進運動

安全見える化活動

【作業手順の見える化事例】
介護施設の危険な部分を目で見て分かるようにするために、大きな文字で示すなどして、大きな効果があります。安全の見える化をしたボスターなどを、スタッフルームなどに掲示している事例です。



腰痛予防エクササイズ ~職場で簡単にできるストレッチング~

【ストレッチングの効果】

腰痛は、腰部やその周囲の筋肉が緊張することによって引き起こされます。これを予防するためには、腰部や筋肉の血流を良く保つこと、筋肉の柔軟性を保つことです。具体的には、腰部や筋肉の血流を増やすこと、気持立ちをリラックスさせ筋緊張を低下させることができます。これらを向上させる方法としてストレッチングの効果があります。また、安全面からも、特に腰に優れていると考えられます。

ストレッチングの効果については、研究論文や書籍などでさまざまなものが紹介されており、次のとおりまとめるにこぎができます。

・筋効回復

筋肉の筋力が増加することことで、筋肉内の酸素供給がスマーズに行われます。

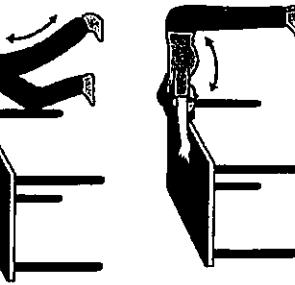
筋肉の柔軟性が増すことで、筋肉そのものの効率よく吸盤と弛緩を繰り返すことができます。また、関節の可動域が広がるために可動範囲が広がります。

・リラクゼーション

筋疲労が緩和され、筋肉を和らげることができます。

【ストレッチングの一例】

下腿後面（ふくらはぎ）のストレッチング
テープ等に手を握き、ふくらはぎから太ももの後ろ側を伸ばします。20~30 秒間姿勢を保ち、左右それぞれ 1~3 回伸ばします



テープを利用してした上半身のストレッチング
腰を曲げ、テーブル等に手を握き、20~30 秒間姿勢を維持し、背中を 1~3 回伸ばします

※等、腰痛予防に係る各種資料等は、厚生労働省ホームページで掲載しています。
厚生労働省へ政策について・分野別・政策・実績・労働基準・安全・衛生・職場における労働衛生対策へ厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/kintetsu/bunya/soumu/soumu-kintetsu.html>

講師派遣の会場内

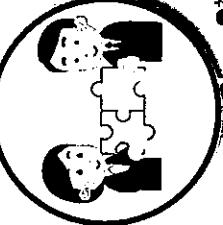
無料

専門家による無料相談の会場内

介護事業所における雇用管理、職員の健康管理、人材育成に関する情報提供、相談援助などに対して、雇用管理やメンタルヘルス、人材育成のコンサルタント(社会保険労務士、中小企業診断士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタントなど)が対応します。

雇用管理相談

- 相談例
 - ・働き方改革関連法について(年次有給休暇の取得義務化など)
 - ・人事諸規定(就業規則、勤務体制、人事考課、賞金体系など)
 - ・労務管理(労働契約、労働条件、バワハラ・セクハラなど)
 - ・経営管理(経営診断、処遇改善加算、助成金など)
 - ・社会保険労務士、中小企業診断士等が相談支援

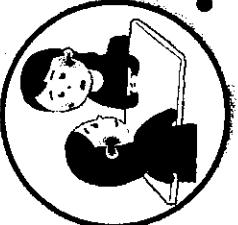


メンタルヘルス相談

- 相談例
 - ・健 康 管 理 (腰痛への理解)
 - ・(医学的見地からの腰痛予防についてなど)

- ・ストレス対策(メンタル不調者の対応、ストレス解消など)

- ・理学療法士、産業カウンセラーが相談支援



教育・研修に係る相談(研修コーディネート事業)

- 相談例
 - ・リーダーの役割と心情
 - ・組織人の心情とキャリア開発、自己啓発の必要性について
 - ・産業カウンセラー、キャリアコンサルタントが相談支援



- お申込み・お問い合わせ
 - ※ 相談内容は秘密厳守いたします。
 - ※ 相談回数には限度があります。詳細はお問い合わせください。

公益財団法人 介護労働安定センター 大阪支部

TEL 06-4791-4165 FAX 06-4791-4166

【相談をご希望される方は裏面に必要事項をご記入の上FAXでお送りください】

講師派遣の会場内

職場環境を良くするためのセミナー

- ストレスマネジメント
- ストレスの内容と原因、対策、ストレスへの気づきやその解消法を学びます。

- 腰痛の予防と対策
- 介護職の悩みである腰痛。予防のための心得、対策を学びます。

- 雇用管理に觸れる講話
- 主に管理職向けの、労働時間管理、情報管理他、働き方改革関連法などに関する講話を実施します。

- リーダーの役割と心情
- リーダーの自己理解を促し、リーダーとしての役割を学びます。

- 組織人の心情とキャリア開発、自己啓発の必要性について
- 組織人の心情とキャリア開発、自己啓発の必要性について

◆ご1回につき、1~2つのテーマでお選びください、状況に合わせて内訳を調整いたします。

【お申込み】
お申込前[にご確認ください]

- ◆裏面の申込書に記入の上、実施希望日の2ヶ月前にFAXにてお申込みください。
(多数のお申込みをいたしました場合は、先着順となります。また、一定数を超えるお申込みの場合は、お断りさせていただくことがありますので、ご了承ください。)
- ◆参加者は、10名以上でご利用ください。
- ◆必ず専門家の事前打合せで大阪支部(相談室)へお越しいただきます。【1時間程度】
- ◆1法人のご利用は、年間2回です。(別紙、「専門家による無料相談」の回数を含みます。)
- ◆実施日時は、原則、平日9:00~17:00になります。なるべくご希望の時間帯で講師と調整します。(ご希望の時間帯がある場合は、別途ご相談ください。)
- ◆国の事業のため料金は無料です。ただし、受講者全員に簡単なアンケートのご回答をお願いしております。
- ◆上記のテーマで、講師の用意した資料に沿った内容ですすめます。
- ◆1回1テーマにつき、原則2時間です。
- ◆参加者全員に終了後講習内容のアンケートをご記入いただき、1週間以内に大阪支部へご返送ください。
- ◆最終駆まで往来10分以上の場合は、送迎をお頼いいたします。
- ◆地域での、事業者連絡会など、介護事業所の方々が集まつてのセミナーの講師派遣も承っておりますのでぜひご相談ください。

- ※ 上記以外のテーマでの出張研修は、有料で承ります。ぜひご相談ください。
- ※ 相談回数には限度があります。詳細はお問い合わせください。
- ※ 会議センター 大阪支部分館

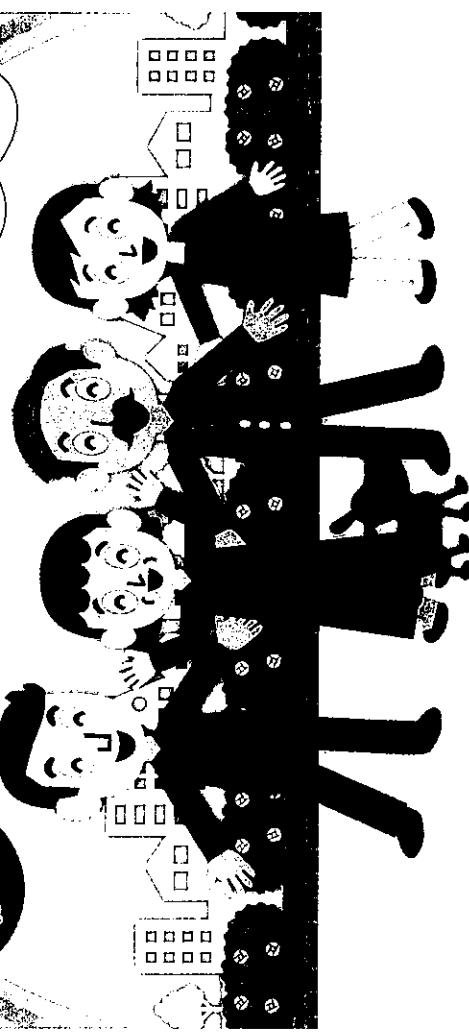
〒540-0033 大阪市中央区石町2-5-3 労働センター(エル・おおさか)南館12階
TEL 06-4791-4165 FAX 06-4791-4166

介護相談員派遣等事業

梅田村が事業の実施にあたっては、

介護相談員について知つてますか？

- 介護サービスなどの悩みについてお気軽にご相談ください
- 一人で悩まないで相談してね
- 話し相手が欲しい
- 介護員の介助が困ります
- 介護員として食事に付いてほしい



メリット

介護相談員の活動を通して利用者の日常の声を聞くことは、サービスの改善点を探る重要な手がかりになるなど、利用者だけでなく事業者にも多様なメリットをもたらしています。

①サービスの向上に寄与します。

介護相談員は相談活動のほか、利用者との何気ない会話や行事に参加することなどを通じて、問題や改善すべき点などを発見することもあります。また、施設内の雰囲気、職員の利用者への態度など、介護相談員の気づきをとおして、利用者の生活全般に関わるサービスの向上につながっています。

②市民の目線でチェックできます。

施設内ではあまりまえど思っていることが相談員の市民感覚の視点から改めてみることで、施設職員の職務に姿勢に変化が見られた事例が報告されています。

③身体拘束ゼロ・虐待防止の実現に貢献します。

介護相談員の問い合わせを通して、身体拘束ゼロへの取組みや虐待防止への取組みが進められたケースもあります。

介護相談員派遣等事業のしくみ

市町村（事務局）

- 介護相談員の選定、派遣・調整
- 介護相談員連絡会議の開催
- 相談業務による事前解決が困難な事項の取りまとめ、行政担当部署との連携
- 介護相談員の活動に関する広報

サービス提供事業者

- 介護相談員活動の担当者（窓口）の設置と職員等への周知
- 介護相談員の活動について、利用者、家族へ説明

介護相談員について

介護相談員派遣等事業は、市町村に登録された介護相談員が、介護が行われている場を訪問し、利用者からの相談を受けて、サービス提供事業者や行政に橋渡しながら、問題の改善や介護サービスの質の向上を図ることを目指すのです。市町村等が受け付ける苦情処理は、向らかのトラブルが起きたときの事後処理が中心となるますが、介護相談員の活動目的は苦情申立てに至るほど問題が大きくないうちに、未然に解決を図ることにあります。

介護相談員ってどんな人？

市町村が事業の実施にあたっては、介護相談員の受け入れを検討している事業所は、詳しく述べて各市町村にお問い合わせください。

※介護相談員派遣等事業は、介護保険制度の地域支援事業に位置付けられており、この事業を実施するかどうかは、各市町村の判断に任せられています。

お知らせ

介護相談員になりたい方、介護相談員の受け入れを検討している事業所は、詳しく述べて各市町村にお問い合わせください。

大阪府

〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目 TEL: 06-6941-0351
このチラシは 50,000枚作成し、1部あたりの単価は 5円です。

◆大阪府の認証評価機関一覧◆

【平成30年度】

(平成31年3月12日現在 16機関)

認証 番号	評価機関名	所在地	連絡先	評価実施分野		
				高齢	障がい	児童 (障がい・児童)
270001	市民生活総合サポートセンター	大阪市北区	06-6358-5700	●	●	●
270002	大阪府社会福祉協議会 <small>(平成31年3月31日評価業務終了予定)</small>	大阪市中央区	06-6762-9476	●	●	●
270003	ふくでく 株式会社評価活動法人	大阪市阿倍野区	06-6652-6287	●	●	●
270006	経営評価活動法人 カロア	泉佐野市	072-464-3340	●	●	●
270012	経営評価活動法人 ニッポン・アティライフ・クリエ	大阪市中央区	06-6941-5220	●	●	●
270025	株式会社 第三者評価面	大阪市東淀川区	06-6195-6313	●	●	●
270030	有限会社 リファレンス	大阪市中央区	06-6920-0070	●	●	●
270033	株式会社 H.R.コーポレーション	兵庫県西宮市	0798-70-0651	●	●	●
270040	経営評価活動法人 NPOかみびの丘	堺市北区	072-255-6336	●	●	●
270042	経営評価活動法人 大阪保健運動センター	大阪市中央区	06-6763-4381	●	●	●
270048	経営評価活動法人 エイジコンサーン・ジャパン	大阪市住之江区	06-6615-1250	●	●	●
270049	経営評価活動法人 評価機関あんしん	岸和田市	072-444-8080	●	●	●
270050	一般社団法人 障がい福祉事業支援協会	枚方市	072-807-7530	●	●	●
270051	経営評価活動法人 ほつと	堺市堺区	072-228-3011	●	●	●
270052	一般社団法人 ぱ・まる	堺市堺区	072-227-4567	●	●	●
270053	あけぼの監査法人	大阪市北区	06-6948-6740	●	●	●

※全国社会福祉協議会による全国共通の社会的基盤評価制度等（児童養護施設、乳児院、児童心理療育施設、母子自立支援施設、第三者評価機関認定） 第三者評価機関認定を受けてる機関（16機関中6機関）

担当：大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 調整グループ

TEL (代表) 06-6941-0351 (平成6557) / (直通) 06-6944-6657

URL: http://www.prel.osaka.lg.jp/chikufukushidaisansha/index.html

大阪府 福祉サービス第三者評価

～『信頼され、選ばれる事業所』をめざして～

■福祉サービス第三者評価って何？

- ◎福祉サービスを提供する施設・事業所のサービスの質について、公正・中立な第三者評価機関（大阪府認証）が専門的・客観的な立場から評価を行ないます。
- ◎評価結果は、大阪府ホームページ等で公表され、利用者及びその家族等が施設・事業所を選択する際の情報資源となります。

「第三者評価」受審の3つのメリット！

・施設・事業所の 成長につながる！

- 職員が運営しているサービスの質について改善点が明らかになります。
改進点が明らかになると、サービスの質の向上に向けて貢献の目指が
出たくなります。
- 第三者評価を受ける過程で、組織の共有化と改善意識の醸成
が促進されます。

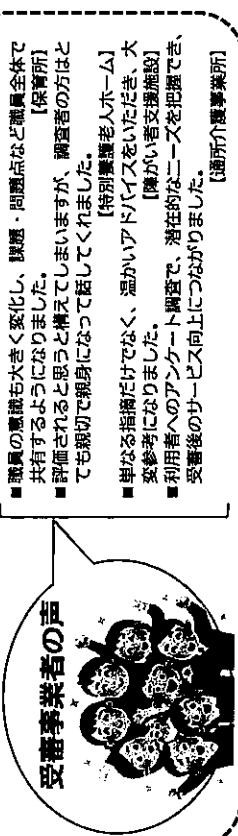
- 評価結果を公表することにより、より多くの方々に事業所をPRできます。
・サービスの質の向上に向けて、職員が一丸となって取り組んでいる姿勢をアピールできます。
- ・さらに、継続受審することにより、改善意欲の高さと、施設・事業所及び職員の成長を知り合おうことができます。

・利用者等に アピールできる！

- 評価結果を公表することで、「当該施設や事業所の運営方針」「利用者の意見」「人事情報の体制構築」「運営監視」「PRすること」ができます。
・施設・事業所の見える化につながり、安定的な人材確保を実現します。

・評議會に アピールできる！

- 評価結果を公表することにより、社会福祉法人が經營する社会福祉施設の強力運用が
可能になる場合があります。ご不明な点については、お問い合わせください。



大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

〒540-0098 大阪市中央区大手前3丁目2-1-2

TEL: 06-6944-6657 FAX: 06-6944-6681



大阪府ホームページ：http://www.prel.osaka.lg.jp/chikufukushidaisansha/index.html

「Oh!Shien」をご存じですか？

【Oh!Shienってなに？】

Oh!Shien(インターネット情報公開支援サービス)は無償で使用できる大阪国保連の独自サービスです。
導入することにより、便利な機能が使えます！

【メルット①】請求情報等の確認や通知書の閲覧・再取得が可能！（過去2年間受付分）

- ・個人ごとの支払額がわかるのはOh!Shienだけ！
- ・手続き不要で処遇改善加算のお知らせ一覧・支払額決定通知書等の閲覧・再取得ができます！
(※Oh!Shienを使用されていない場合、再発行依頼書等を運合会へ提出する必要があり、再発行には1週間ほど時間を要します。)

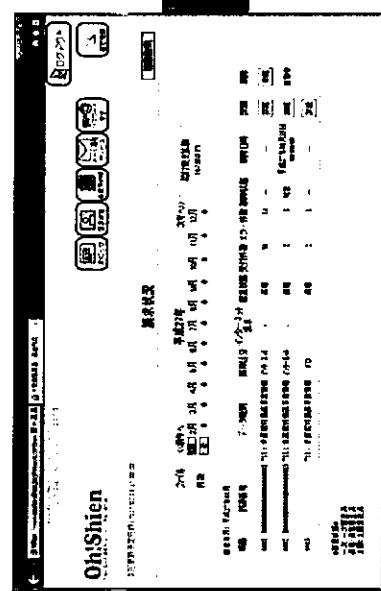
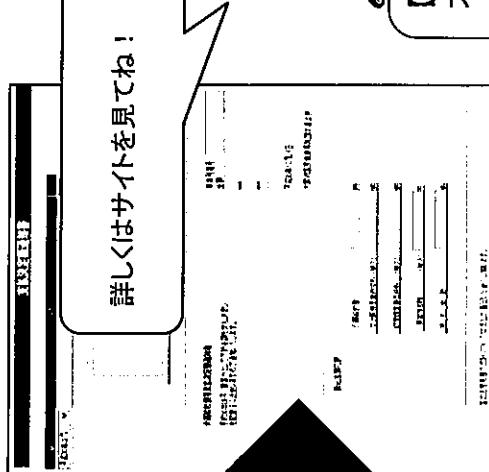
【メルット②】請求の差替力可能！

インターネット請求を行っている事業所又は代理人のみ審査結果を確認し、必要に応じて請求情報の差替可能！

※利用に必要なID・パスワード(A4横白色)については、国保連から全事業所へ郵送しております。

【活用例（通知書再取得）】

※詳細な作業内容はマニュアルをご確認ください。



【問い合わせ先】

大阪府国民健康保険団体連合会
介護保険室 介護保険課

TEL 06-6949-5446

※その他にも機能は盛りだくさん！（詳細は以下サイトを確認）

【掲載場所】 大阪府国保連トップページ → 介護保険事業所等の皆様 → 磁気及び電子請求関連

福祉サービスを利用して

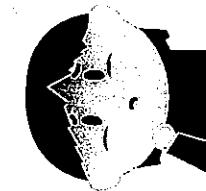
福祉サービス苦情解決制度のご案内

福祉サービスへ 苦情 おこなつだいをします。

自分が思っていたような
サービスが受けられない
困ったことや悩んでいることはありますか？

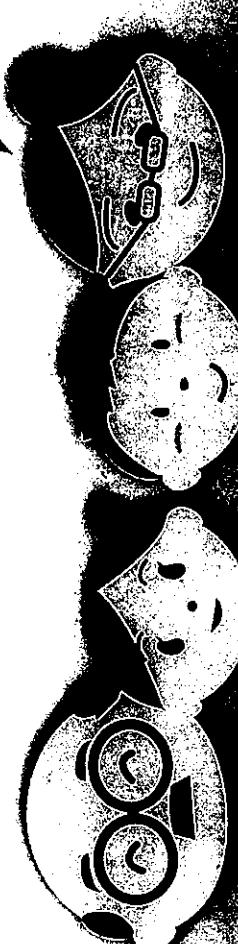
職員の態度や言葉づかいに
傷ついてしまった

サービス内容について
わかりやすい言葉で
説明してもらいたい



ケガをしたのに
謝罪してもらえない

福祉サービスは、利用者が自分で選んで利用する仕組みになっています。
しかし、自分が思っていたようなサービスを利用してなること、自分に合っていない内容を感じている方もいらっしゃるかもしれません。今、受けているサービスに満足や不満を感じている方も多いかもしれません。
このような福祉サービスの苦情を解決するため、「福祉苦情解決制度」が設置されています。



このような場合には、まず

福祉サービスを受けている事業者にご相談ください。

不満や悩み、躊躇に思っていることなど、モヤモヤした気持ちが大きくならぬうちに、まずは福祉サービスを受けている事業者に気軽に話してみてください。

事業者は「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を設置し、利用者からの苦情の適切な解決に努めています。

また、事業者の中には、客觀性を確保するために、職員以外の方を「第三者委員」として設置し、話し合いに立ち会つたり助言を行ったり、苦情解決のために積極的な役割を果たしてもらっているところが増えています。

それでも解決しなかった場合や、
事業者に直接言い出しつらいときは、

福祉サービス苦情解決委員会にお気軽にご相談ください。

委員会では、相談者と事業者の双方の話し合いによる解決をめざし、助言、相談、調査、あっせんなどをを行い、苦情解決のお手伝いをいたします。

福祉サービス苦情解決委員会とは

社会福祉法第83条にもとづき、福祉サービスについての苦情を適切に解決するため全国の都道府県社会福祉協議会に設置されている委員会です。
苦情の解決をはかることによって、よりよい福祉サービスの提供を促し、利用者を守る役割をもっています。

電話番号：06-6191-3130

福祉サービス苦情解決委員会での苦情解決の流れ

福祉サービス苦情解決委員会

Q & A

どんな福祉サービスの苦情が相談できますか？

Q.1 塵保険団体連合会(06-6949-5418)でも対応しています。

誰でも相談できますか？

A.

福祉サービスを利用しているご本人、またはご家族、ご本人の代理人の方などが相談することができます。また、民生委員や産業労働者など、その職業の方も、利用しているご本人の状況や相談されている福祉サービスの内容をよく知っている方が相談することもできます。

Q.2

事業者や周囲の人たちに知られたくないのですか？

A.

相談は守られますので、安心して相談ください。

相談するのに費用はかかりますか？

A.

無料です。

ご希望により、匿名でも相談できます。ただし、事業者に状況を聞いたり、助言や改善の申し入れを行うときには、匿名のまま相談についてがわかりません。また、民生委員によって、相談は守られませんので、安心して相談ください。

Q.3

誰が相談のってくれるのですか？

A.

されるように、医師、弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門家が相談されています。

Q.4

どのような対応をしててくれるのですか？

A.

相談をよくお聞きをして、相談者の意向を確かめたり、事業者の相談内容や解決に向けた動画、あわせみを行います。

Q.5

あなたの場合には、すみやかに人権が保障されるようになります。



相談所は専門の相談員が出て相談に応じます。相談内容に応じて、16名の専門の委員が解決に向けた必要な対応をします。



月～金曜日 10:00～16:00(土・日・祝祭日・年末年始を除きます。)

福祉サービス苦情解決委員会
(大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会)

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4番 5号 大阪府社会福祉会館2階

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目 ☎06-6944-7099
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/kaigo/index.html>

大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ）

〒541-0055 大阪市中央区船場中央三丁目1番7-331号 船場センタービル7号館3階
☎06-6241-6310(指導等)、06-6241-6317・6319(指定等)
<http://www.city.osaka.lg.jp/sangyo/category/3042-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

豊中市福祉部福祉指導監査課(指導・監査)/長寿社会政策課(指定申請・苦情等)

〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号 ☎06-6858-2836(指導・監査)、2838(指定申請、苦情等)
<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/kakubu/fukushi/fukushidou.html> (指導・監査)
<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/kakubu/fukushi/choushakaiseisaku.html> (指定申請・苦情等)

池田市・箕面市・豊能町・能勢町広域福祉課……2市2町の事務を共同処理する組織

〒562-0014 箕面市萱野五丁目8番1号箕面市立総合保健福祉センター ☎072-727-9661
<https://www.city.minoh.lg.jp/kouikitufukusi/kaigo/kaigo.html>

吹田市福祉部福祉指導監査室

〒564-0027 吹田市朝日町3番401号 吹田さんくす3番館4階 ☎06-6155-8748
<http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-fukushi/fukushido.html>

高槻市健康福祉部福祉指導課

〒569-8501 高槻市桃園町2番1号 ☎072-674-7822
<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/kenkou/fukushis/gyomuannai/kaigo/index.html>

茨木市健康福祉部福祉指導監査課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 ☎072-620-1809
<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kenkof/shidokansaka/index.html>

摂津市保健福祉部高齢介護課

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号 ☎06-6383-1379
<http://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/hokenfukushibu/koureikaigoka/index.html>

島本町健康福祉部保険課

〒618-8570 三島郡島本町桜井二丁目1番1号 ☎075-962-2864
http://www.shimamotocho.jp/gyousei/kakuka/kenkouhukusibu/hokennenkinka/kaigo_hoken/index.html

くすのき広域連合事務局……守口市、門真市、四條畷市の介護保険事務を共同処理する特別地方公共団体

〒570-0033 守口市大宮通一丁目13番7号
☎事業課 06-6995-1515(指定、指導)、総務課 06-6995-1516(給付、苦情)
<http://www.kusunoki-rengo.jp/>

枚方市福祉部福祉指導監査課

〒573-8666 枚方市大垣内町二丁目1番20号 ☎072-841-1468
<http://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/20-2-0-0-10.html>

寝屋川市福祉部指導監査課

〒572-8566 寝屋川市池田西町24番5号 ☎072-812-2027
<http://www.city.neyagawa.osaka.jp/>

大東市保健医療部高齢介護室

〒574-8555 大東市谷川一丁目1番1号 ☎072-872-2181

http://www.city.daito.lg.jp/kakukakaranoosirase/hokeniryo/koureikaigo/koureiseisakuguru_pu/index.html

交野市福祉部福祉総務課

〒576-0034 交野市天野が原町五丁目5番1号 ☎072-893-6400

<https://www.city.katano.osaka.jp/soshiki/hukushibu/hukusisoumu/>

八尾市地域福祉部福祉指導監査課

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号 ☎072-924-9362

<http://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/5-16-0-0-10.html>

柏原市健康福祉部福祉指導監査課

〒582-8555 柏原市安堂町1番55号 ☎072-971-5202

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/soshiki/fukushishido/>

東大阪市福祉部指導監査室居宅事業者課

〒577-8521 東大阪市荒本北二丁目1番1号 ☎06-4309-3317(指導)、06-4309-3318(指定)

<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/11-24-0-0-14.html>

南河内広域事務室広域福祉課…富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村の事務を共同処理する組織

〒584-0031 富田林市寿町二丁目6番1号 南河内府民センタービル2F ☎0721-20-1199

<http://www.kouiki321.jp/>

松原市福祉部福祉指導課

〒580-8501 松原市阿保一丁目1番1号 ☎072-334-1550(代)

<https://www.city.matsubara.lg.jp/soshiki/fukushishidou/index.html>

羽曳野市総務部行財政改革推進室指導監査室

〒583-8585 羽曳野市菅田四丁目1番1号 ☎072-947-3860

https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/soumu/soumu_shidoukansa/index.html

藤井寺市福祉部高齢介護課

〒583-8583 藤井寺市岡一丁目1番1号 ☎072-939-1111(代)

<http://www.city.fujiidera.lg.jp/soshiki/fukushi/koreikaigo/index.html>

堺市健康福祉局長寿社会部介護事業者課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 ☎072-228-7348

<http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/jigyo/jigyosha/index.html>

岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・忠岡町広域事業者指導課……5市1町の事務を共同処理する組織

〒596-0076 岸和田市野田町三丁目13番2号 泉南府民センタービル4階 ☎072-493-6132

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/site/kouiki/>

泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町広域福祉課……3市3町の事務を共同処理する組織

〒598-8550 泉佐野市市場東一丁目295番地の3 ☎072-493-2023

<http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/kouiki/index.html>

厚生労働省(介護・高齢者福祉)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/